

十一月二十八日（金曜日）

欠	欠	出席議員							
三 四 番	な 議	十 七 員 員	十 六 番 員	十 五 番 員	十 四 番 員	十 三 番 員	十 二 番 員	十 一 番 員	十 八 番 員
		九 六 番 員	八 七 番 員	七 六 番 員	五 四 番 員	四 三 番 員	三 二 番 員	二 一 番 員	吉 く ぐ の か

宮 小 沢 田 宮 山 豪 浅 千 石 高 依 ほ 宮 松 吉 の  
か ぐ

崎 林 田 中 本 田 一 川 田 沢 山 田 り 野 平 村 ち

こ れ け 香 伸 ひ の 恵 のり ゆ か ジ ゆ 雄 美 けんたろう  
う い い ろ ば 美 り ゆ ひ ろ み 一  
き 子 じ 澄 一 こ る 子 き 翼 紀 こ 郎 紀

三 三 番	三 二 番	三 一 番	三 十 九 番	二 九 八 番	二 八 七 番	二 七 六 番	二 六 五 番	二 五 四 番	二 四 三 番	二 三 二 番	二 二 一 番	二 十 九 番	二 十 八 番
-------------	-------------	-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

関 板 山 高 海 浅 品 上 岡 松 白 名 田 市 金 たかはま  
川 倉 本 山 津 田 田 崎 丸 石 取 中 村 子 ま

け 美 一 泰 敦 保 ひ ゆ 義 昌 英 顕 と し か ね お  
さ 千 で き や す と し な  
子 代 仁 三 子 雄 こ こ 顕 史 行 一 や す と し な  
き



を指名いたします。

○議長（市村やすとし） これより、日程に入ります。

日程第一、一般質問を行います。

〔依田翼議員「議長、六番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 六番依田翼議員。

〔依田翼議員登壇〕

○依田翼議員 区民が主役の会を代表いたしまして、質問させていただきます。

まず、国際バカロレア事業の今後について伺います。

九月定例議会では、区が鳴り物入りで始めた世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト、すなわち国際バカロレア関連の事業について様々な問題があることが我が会派の調査で明らかになりました。主には、教員研修を受けるための契約をシルバーファーンホールディングスという特定の企業と随意契約するに至った経緯の不透明性の問題です。その背景として、特定の企業の代表者と区長の個人的な関係が影響しているのではないかという疑問がありました。

さて、重要なのは今後に向けての方策です。この企業との契約は今年度末までとなつております。来年度に向けて事業を続けようとなれば、新たな契約を締結しなければなりません。現状、既に教育委員会が来年度の見積りを当該企業から取得していることが明らかになっています。金額は伏せられておりますけれども、今年度と同じ三つの単元を引き続き五十人が受講するとともに、今年度と同じ三つの単元を新規に受講する五十人がいるとのことです。最低でも予算規模は現状の七百四十四万円から倍増すると見込まれます。同社から見積りを取つてているという外的的な事実から考えて、文

京区は来年度も同社と随意契約を結ぶ予定なのでしょうか。現時点の方針をお聞かせください。

他方で、今回の事案が国際バカロレア機構の内部でも問題視されているという話も聞きます。国際バカロレアは基本的には認定された学校でのみ教えられるものですから、それ以外の枠組みに反発があるのは当然のことかもしれません。こうした問題を收拾するためには、国際バカロレア機構自らが研修サービスの提供に乗り出すのではという見方も出でております。実際、我が会派の問合せに対して機構の日本担当からは、「ここからは引用になりますけれども、「文京区の教員研修事業はバイロットプログラムだ」という回答を頂いております。すなわち試験的に行われているものだということです。また、シルバーファーンホールディングスと国際バカロレア機構との契約は、暫定的に一年間の契約が締結されているとのことです。

来年度に向けて事業の枠組みが変わること可能性についても、現状分かることを教えてください。

令和八年度、二〇二六年度以降の検討課題として、モデル校を作ることという項目があります。これまで議会には報告されていませんが、教育委員会には示されております。

認定校を目指すことはないが、モデル校は作るというのはどういうことなのか教えてください。カリキュラム開発をするということも書かれていますが、どのようなものになるのでしょうか。

改めてになりますが、文京区の幼稚園、小学校、中学校に勤める教員にバカロレア流の教授法を研修する意義とは何でしょうか。内部資料で児童・生徒の探究心の不足の事例として挙げられていた全国学力・学習状況調査のアンケート調査の数値は、全国平均と比べても東京都平均と比べても高いものでした。事業の必要性の根拠に

はなり得ません。

区は事業の根拠としてこの例示を取りやめるとともに、改めて事業の必要性の根拠を示すべきだと考えますが、そのおつもりはありますか。

国際バカロレア機構との覚書の効力は三年間ですけれども、双方が特に意思表示をしない場合は毎年更新されます。

この覚書が今回の教員研修事業の根拠となつておりますが、区はいつまでこの覚書を続けるつもりか教えてください。

次に、区立小・中学校のプール施設の整備について伺います。

十一月六日に開催された文京区立千駄木小学校、文林中学校及び千駄木幼稚園等改築基本計画に関する地域懇談会において、区は建て替え後の千駄木小学校と文林中学校で共同で使うプールについて、暖房設備を備えた温水プールにする方針を表明いたしました。資料によりますと、一、屋外プール、二、屋内プール（温室型・可動屋根、空調なし、温水設備なし）、三、屋内プール（温室型・固定屋根、空調あり、温水設備なし）、四、屋内温水プール（空調あり、温水設備あり）と四つを並べた上で、「ランニングコストの増加、結露の懸念などの課題はありますが、二校で共有するプールとして可動床の採用、児童・生徒の健康、円滑な学校運営を優先し、屋内温水プールを検討しています」と明記しました。その場で参加の町会幹部やPTA、学校管理職、公募委員など懇談会委員の皆様にも意見を募ったところ異論はなく、温水プールを第一候補として設計していくことになりました。現状、区立小・中学校には温水プールはありませんので、実現すれば初の事例となります。私はこの懇談会を傍聴していましたが、懇談会のファシリテーターでもある設計業者の皆様や教育委員会の担当者、懇談会委員の皆様の協力で大き

な一步を踏み出したことを大いに評価いたします。よかつたですね。近年、夏の猛暑でプールの授業が中止になる例が相次いでおりました。屋根付きの温水プールは暑さに影響されずに安定して授業が可能になるだけでなく、気温の低い季節にまでプールの利用の可能性を拡大するものです。様々な利用方法が考えられるため、大変喜ばしいことだと思います。

その一つとして、近隣の小・中学校による利用が考えられます。通年で利用できることから、近隣の汐見小学校や第八中学校、駒本小学校のプール授業を千駄木小学校で実施してはどうでしょうか。実現すれば、短期的には猛暑対策になりますし、中長期的にはこれら三校を建て替える際にプールを造らずに済むため、大幅な建築コスト削減になります。駒本小学校のプールは現状、地上に常設されているため、これを廃止できれば校舎の再増築が必要になつた場合のスペース確保にも有用です。

こうした可能性について区はどのようにお考えでしょうか。

もう一つの可能性として、プールの地域開放が考えられます。現状では区立小・中学校のプールの一般開放はごく限定的にしか実施されていません。温水プールとなれば、一年中利用できます。文京スポーツセンターや総合体育館を見れば分かるように、プールは遊びの場としても運動の場としても非常にニーズが高いものです。

千駄木小学校のプールは通年で一般開放していくべきだと思いますが、区のお考えをお聞かせください。

また、仮に通年で一般開放をした場合、相当な数の利用者が訪れる可能性があると思います。学校の教職員によるプールの管理は、仮に温水プールではなかつたとしても大変です。

教職員の負担減のためにも、学校の敷地内ではありますけれども、

プールの運営を学校から切り離して民間などに委ねるのも一案かと思います。区のお考えをお聞かせください。

学校プールの温水化による統合や地域開放については、他の地区でも建て替えに合わせて検討していくべきだと考えます。

関連してですが、複数校の建て替えに使われる予定の大塚四丁目の仮校舎はいかがでしようか。プールは整備の予定なんでしょうか。整備するのであれば、温水プールとし将来的にもプールを残すことと、周辺校の建て替えの際のプールは整備せずに大塚四丁目プールで実施することも可能かもしれません。いかがでしようか。

近くには文京スポーツセンターの温水プールがあります。ただ、小日向台町小学校の建て替えの際にスポーツセンターの利用ができるいか聞いたところでは、一般利用が非常に多く、現状では学校で使うのは難しいということでした。

それから、茗台中学校のプールはアカデミー茗台とつながっており、更衣室はアカデミー茗台側にあるなど地域開放を前提とした作りとなっております。もちろん現状は温水プールではありませんが、ボイラー設備や空調を導入すれば温水化でき、小日向台町小学校や金富小学校のプールと統合できるかもしれません。

こうした温水化改修の技術的な可能性について区の見解をお聞かせください。

次に、区内の緑地の保全や利用の方策についてお聞きします。

緑地は都市にとって、景観、環境、学びや癒やしといった観点から非常に重要なものだと考えます。我が区の緑被率は二十三区内では九位と比較的高いですが、これは公園のような区の施設によるものだけでなく、大学関連施設など区の管轄外のものの寄与が大きい

面があります。

例えば、教育の森公園と窪町東公園に挟まれた場所に占春園があります。占春園は旧東京教育大学のキャンパス内にあった庭園的な存在で、現在は筑波大学が所有しています。ただ、昭和五十八年、一九八三年に締結した文京区との協定によつて、園は文京区に使用させるものとし、門の開閉や清掃などは区の費用負担で担当しています。さらに、平成三十年、二〇一八年に改定された申合せにより、樹木の適正な成長を考慮した剪定（せんてい）というのも区が実施することが明確化されました。

ところが、占春園の実態はとても管理が行き届いているようには見えません。倒木で立入禁止が長引いているエリアもありますし、それ以外の場所も鬱蒼としていて立入りに躊躇（ちゅうちょ）いたします。確かに自然を残すことは大事なんでしょうか。利用しなければその価値を感じられないのも事実です。

区は協定に基づいて樹木などの剪定や管理を強化するべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

他にも区内の代表的な緑地として小石川植物園があります。植物園は東京大学の理学研究科の研究施設ですけれども、広い意味で植物園の区画とされているものには、理学研究科の管轄分に加えて、北側の角にある農学部の演習林、西側の角にある東京大学総合研究博物館の小石川分館があります。三つの組織が乗り入れているのが植物園のエリアとなっています。植物園は多種多様な植物が詰め込まれた箱庭のような存在で、区内の樹木数の一割を占める貴重な存在です。

他方で、広大な敷地を管理するには予算や人員が潤沢とは言えません。運営費は少なく赤字が続いており、歴史的価値がある本館の

老朽化も進行しています。壜に関しても、おおむね長方形の敷地のうち二辺は区が歩道を拡幅する際に区の負担で建て替えてきれいになりましたけれども、残りは老朽化した壜を撤去した後は工事用の鉄板の壜での暫定的な措置が長く続いている。日本庭園の後ろに見える歴史的建造物である東京大学総合研究博物館（旧東京医学校本館）も、耐震性の課題から二〇二一年より閉館となっています。結果的に植物園の北西側の出口も閉鎖されたままです。本郷キャンパスの赤門が耐震性の問題から長らく閉鎖になつてることはニュースにもなりましたけれども、東京大学といつても研究に直接関わらないインフラや文化資産の維持管理に掛けられる予算は限られています。そのようなものは後回しにされてしまうのが現実です。

そこで提案です。

文京区が小石川植物園の維持管理に協力する代わりに、より区民が利用しやすいように植物園のサービスを拡充してもらうのはどうでしょうか。植物園のエリアには四方にゲートがありますけれども、実際に使われているのは南東の一か所のみです。四方のゲートが常時利用できるようになれば、地域住民の利用も大幅に増えることは間違ひありません。東京大学総合研究博物館の建物の運営も、区が請け負つて新たな利活用を考えてもいいと思います。文京区にとつて貴重な観光資源であります。

せつかくの貴重なエリアがじり貧で衰退していくことがないようには、区の関与を提案していくべきだと思います。お考えをお聞かせください。

次に、ドッグランの整備についてお聞きします。

二十世帯に一世帯が犬を飼う時代に、犬がリードなしで走り回れるドッグランの施設は犬を飼っている区民からは多く要望があると

ころです。確かに一部の方向けのものではあるものの、柵で囲つた空間があればいいので、建設費や維持管理費は比較的安価に済むのではないかと思っております。ただし、問題は場所です。区内で唯一のドッグランは区の西端の目白台運動公園にあります。出入口は専用になつていて公園とは隔離されています。現地までの通路が長い割に実際に走り回れる空間は狭くて、非常に中途半端な印象を受けます。

区としてドッグランを造る場合、施設までのアプローチも犬を飼わない人と完全に分離しなければいけないのでしょうか。その設計の考え方を教えてください。

現場までのアプローチで余り厳しい基準を設けないのであれば、ドッグランの整備ができそうな場所は割とあります。もちろん音についても配慮が必要でしようから、住宅からは離れている必要があるかと思います。一例として、先ほど述べた占春園の窪町東公園に接するエリアは、樹木の伐採なしでも十メートル四方の空間は余裕を持って確保できます。区との協定を読んでも、園に施設を設置してはいけないという決まりはないようです。また、礒川公園の最上段の奥の方なども利用可能な空間があるよう見えます。このほかにも探せば一定の隔離された空間を確保できるのではないでしようか。

是非、目白台運動公園に続くドッグラン施設の検討をしてほしいと思います。区の認識をお聞かせください。

次に、区立幼稚園について伺います。

令和八年度、二〇二六年度四月入園の募集結果が明らかになりました。今回、三歳児で十人を下回る幼稚園が出てきました。小日向台町幼稚園は応募が七人にとどまつたとのことです。小日向台町幼

幼稚園は一番下の学年の応募が十人を下回った場合にクラス編制をしないという決まりがある四園には含まれてはおりません。ただ、この人数は一般的に幼稚園が想定する一教諭当たりの園児の数を著しく下回っています。小学校などの建て替えに際して二百メートルほど離れた仮園舎へ二〇二七年度に移転するということが嫌気された可能性はありますけれども、いずれにしてもこのまま幼稚園を続けるのは現実的とは言えないのではないかという水準です。

もちろん小学校と併せた建て替えの完了後は認定こども園小日向台町幼稚園として幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設になることになりますが、それが実現するにはあと十年は掛かります。

今後も小日向台町幼稚園に園児が集まらないようであれば、新園の開園を待たずに幼稚園の廃止も検討せざるを得ないのではないかと思います。区の方針をお聞かせください。

小日向台地の第一種低層住居専用地域では、保育園は区立のこひなた保育園しかありません。しかも、こひなた保育園も一歳児からしか預かりをしません。建物も老朽化していますし、施設の作り的にゼロ歳児にサービスを拡充するというのは難しいようです。私は、そもそも区の人事上の都合でゼロ歳児を預からない文京区の幼稚園型認定こども園の枠組みに反対しております。認定こども園がゼロ歳児を受け入れない以上、小日向に造ることも反対です。しかも、幼稚園需要がないという状況でございます。

したがって、小日向台町幼稚園は純粹な保育園に転換する方が区民サービスの向上につながると思いますが、区の考えをお聞かせください。

次に、五歳児健診の狙いと効果について伺います。

区は来年度から五歳児健診の事業を始める方向で準備中です。目

的是主に、発達の特性を確認し、それぞれの個性に合った就学になげることだと認識しております。全員が対象になるのではなく、保護者へのアンケート調査や保育園や幼稚園からの情報を合わせて健診対象者を絞り込むと聞いております。また、保護者から希望がある場合も受診可能だということです。五歳児健診の結果を基に備えを進めれば、個々の特性に合わせた安心した就学につなげられるということだと思います。

ただ、最近、身近に、通常学級において、特別な配慮、支援が必要な児童に対して適切なケアが実施されないという事例を頻繁に耳にいたします。文京区は他の自治体に比較しても、また、特別支援学校並み、それ以上に区立小・中学校に様々な形で人手を配置しております。しかし、その人手が有効に活用されておりません。困っている子どもの特性をしっかりと捉えて、その子に必要な配慮、支援を、その子に関わる全ての人が共有することなく、場当たり的な対応に終始しているという印象がございます。結果的に本人の困り感は増すばかりとなっています。担任をチーム学校で支えるだけの専門性も欠如し、学級に落ち着きがなくなり、「学級崩壊」などと指摘される事例も後を絶ちません。

こうした事例を防ぐには、診断を受けた子が速やかに医療や福祉のサービスを受けられることが大事だと思います。

区は特性を把握した後にどのようなルートで個々のケアを考えているのでしょうか。様々なパターンがあると思いますけれども、詳しく教えてください。また、それぞれのルートで対応するだけの人員は足りているのでしょうか。不足であれば体制の強化が必要だと思います。区の見方を伺います。

次に、特定の区立小学校への外国人児童の集中が我が区の教育現

場の大きな課題となつております。以前と違つて日本語能力の低い児童が増え、コミュニケーションのコストが大幅に増えました。区としても教員の負担を減らし、教室内のコミュニケーションを円滑にするため、みんなの学びサポート事業として外部機関での日本語指導を始めたところです。

こうした状況、すなわち外国人、特に中国人から人気の居住地であるということに関して、区が基本的にどのような認識なのか教えてください。教育環境を求めて文京区に移り住むことの評価、それから特定の学校を評価し特定の学区に集中することの是非、施設インフラの不足などをどう見てていますか。

出入国自体は国が管理していますし、在留許可があれば外国人であつても義務教育を受けることができます。ただ、過度な負担が特定の教育現場に集中して掛かっているなら緩和していかなければならぬと思います。区として、「公立小学校のカリキュラムはどこでも同じであり、特別に「良い」学校はないこと」、「文京区の小・中学校は教室不足が深刻になつてること」、「日本語は簡単に習得できるものではなく、一定期間自分の子どもに大きな負担を掛けること」などを移住予備軍の方々に広報していくことも重要な件だと思います。

区として、こうした広報活動に取り組んでいますか。また、今後取り組む考えはありますか。

また、無料の日本語指導について、一自治体が費用を負担していくのは公平性の観点から疑問があります。

こうした事業については出入国を管理する国や広域自治体である東京都に費用負担を求めていくべきではないかと思いますが、考えをお聞かせください。

次は、内申点に関してになります。

ここからの質問は二月の一般質問のやり直しになります。文京区議会の一般質問のルールですと、答弁漏れは辛うじて再質問ができるものの、答弁のピントがずれていたり質問に真っすぐ答えていかつたり間違つていたりという場合は再質問ができませんので、この場で改めて質問させていただきます。

二月の一般質問で、中学校の調査書のいわゆる内申点の付け方、基準について広く周知すべきと申し上げました。それに関する教育長の答弁の前半はこうでした。「調査書点についてのお尋ねですが、都内の高等学校入学者選抜において使われる調査書点については、都教育委員会が作成したパンフレットや資料等を生徒と保護者に配付するとともに公開しております」というものでした。

私が聞いたのはそもそも内申点の付け方にについてです。その点は明確だつたはずです。私は、東京都の教育委員会は内申点の付け方については何ら広報していないと認識しております。都が広報しているのは都立高校を受験する際にどのように内申点が換算されて入試の点数になるかということのみです。また、内申点の付け方についての東京都教育委員会の資料が我が区の生徒に配付されているとも聞いておりません。

もし内申点の付け方の基準に関する東京都教育委員会の資料が公表されているなら、具体的な資料名を提示してください。もしないのであれば、答弁の間違いを認めて、このようなミスコミュニケーションが二度と起きないように再発防止を図つてください。もちろん一般向けに公開されていない教員向けの資料があるということは存じていますけれども、前回の答弁は公開資料があるというお話を

した。

次に、教育長の答弁の後半はこうでした。ここからまた引用になりますが、「区立中学校では、生徒及び保護者に対し、進路説明会を開催し、調査書点を含む学習評価について丁寧に説明をしております。そのため、新たに区として一律の資料を作成する予定はございません」と。これも大いに問題がある答弁だと思っております。

私はそもそも中学受験の過熱について言及し、その一因として内申点への不安を取り上げました。その上で、外部から分かりやすい内申点の付け方の資料がないということを指摘いたしました。ですのとで、周知が必要なのは、例えば小学生の保護者に対してであります。それに対しても、普通に読めば質問の意図は明らかで取り違えようもありません。このように、区立中学校の生徒と保護者に対して説明しているというのではなく答弁として成り立っておりません。

前回の一般質問を読み直していただき、この部分について改めて答弁を求めてます。また、前回不適切な答弁に至った理由についても述べてください。質問の意図を読み間違ってしまったのか、意図的にずれた答弁をしたのか、説明をしてください。

以上です。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修） 依田議員の御質問にお答えします。

最初に、緑地の保全等に関する御質問にお答えします。

まず、占春園の維持管理についてのお尋ねですが、区では占春園の維持管理に関する申し合わせ事項に基づき、園内の清掃や門扉の開閉などの日常的な維持管理を行つております。

また、定期的な樹木診断により樹木の健全度を確認しておりますが、剪定等は近年行つていな状況です。

このため、園内の安全性・快適性の向上が図れるよう、今後、所有者である筑波大学とも協議し、樹木等の適正な維持管理に努めています。

次に、小石川植物園の維持管理への関与についてのお尋ねですが、小石川植物園は、植物学の研究・教育を目的とする東京大学の附属施設であり、大学において目的に沿つた維持管理がなされているものと認識していることから、区が関与する考えはございません。

次に、ドッグランの整備についての御質問にお答えします。

公園利用者の中には、様々な事情から犬との接触を避けたい方もいるため、現状、動線を分離することが望ましいと考えております。新たなドッグランの整備については、公園の規模や近隣の状況等を踏まえ、今後、研究してまいります。

最後に、五歳児健診に関する御質問にお答えします。

まず、健診の狙いと効果等についてのお尋ねですが、五歳児健診は、子どもの特性を早期に発見し、適切な支援につなげる重要な機会であり、保護者と保育者を対象に調査票を用いて実施する一次健診と、一次健診の結果、課題がある場合及び保護者が希望する場合に実施する二次健診を予定しております。

二次健診については、小児科医師、保健師、心理職を始めとした多職種を配置して、集団会場で問診、身体計測、行動観察や診察等を実施する予定です。

二次健診後は、多職種によつて評価とともに支援を検討し、継続的な心理相談や経過観察を行い、必要に応じて専門医療機関の受診につなげるなど、子どもの特性に合わせた支援を実施してまい

ります。

次に、健診後のフォローアップ体制についてのお尋ねですが、自立支援医療等の障害福祉サービスについては、利用者数が一定程度増えることが予測されますが、支給決定のプロセスを簡素化するなどの工夫により、今後とも円滑なサービスの提供に努めてまいります。

また、就学前に利用できる児童発達支援や保育所等訪問支援などの事業については、昨年度の実績や、本年度実施している障害者の提供体制の確保に取り組んでまいります。

（児）実態・意向調査の結果等を踏まえ、引き続き障害児通所支援の健診後の受皿となる支援体制の充実は重要な課題であると認識していることから、今後も事業開始に向け継続的に検討を行い、保健、福祉、教育及び医療等の関係機関との連携を強化してまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

○議長（市村やすとし）　　丹羽恵玲奈教育長

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈）　　教育に関する御質問にお答えします。

初めに、国際バカロレア機構との連携事業に関する御質問にお答えします。

まず、来年度の事業者についてですが、現時点では未定です。

次に、来年度の事業の枠組みについてですが、本年七月、八月に

教員研修を受講した教員へのアンケート等から、ファシリテーターによる研修の進行、教員への支援が特に有用であつたことが分かりました。

そのため、国際バカロレア機構が外部提供者を活用し、文京区の

実情に合わせて研修内容を調整し、適切なファシリテーターを配置する枠組みは有効であると評価しています。このことを踏まえ、同機構と協議を進めてまいります。

次に、モデル校及びカリキュラム開発についてですが、令和八年度以降、国際バカロレアの知見を生かした探究的な学習を、カリキュラムに落とし込んで実践する学校・園を区が指定をすることについて検討してまいります。内容については学校・園とともに検討していく予定です。

次に、本事業における教員研修の必要性についてですが、子どもたちを取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、教員自身も学び続け、子ども一人一人の学ぶ力を最大限に引き出す教員の資質・能力の向上を図る必要があると考えております。

こうした教育の実現のための一つの方策として、国際バカロレア機構と連携し、研修を実施しているところです。

なお、御指摘の数値については、必要性を示す例示の一つと考えております。

次に、国際バカロレア機構との連携事業の継続についてですが、本事業の推進状況等を踏まえて判断してまいります。

次に、学校施設のプール設備についてのお尋ねですが、基本設計に向けた検討を進めている千駄木小学校、文林中学校等の一体的な改築に関する本年十一月六日の地域懇談会の中で、事業者が地域の方々に対して、プール設備について幾つかの案をお示ししました。

現在、区において、学校施設としての、これからプールの在り方について、総合的に検討を進めているところであり、温水プールの設置は決定しておりません。

そのため、複数校利用や地域開放、民間委託などの個別具体的な

課題について、現時点で申し上げられることはございません。

今後とも地域の方々からの御意見も踏まえながら、設備の内容について検討してまいります。

次に、大塚四丁目仮校舎におけるプール施設の整備についてのお尋ねですが、プールの整備方針につきましては、工期や建設コスト等を総合的に判断し、府内関係部署と連携しながら検討を進めてまいります。

次に、茗台中学校のプールの改修についてのお尋ねですが、プールの温水化に必要なボイラーや空調設備の設置に当たり、校舎の大規模な躯体工事のほか、電気やガスの増強、設備機械室として広い屋内スペースが必要となることなどから、極めて困難であると認識しています。

次に、小日向台町幼稚園についてのお尋ねですが、小日向台町幼稚園の令和八年度入園応募者数は、例年より少なくなっています。今後、この原因について分析しつつ、入園応募者の推移を注視していきたいと考えておりますが、区立幼稚園の休園等に関しては、文京区立幼稚園の学級編制等に関する要綱の運用により行われるものと考えており、現時点で小日向台町幼稚園の閉園について検討する予定はございません。

次に、小日向台町幼稚園を保育園に転換することについてのお尋ねですが、令和五年度に実施した文京区子ども・子育て支援に関する実態調査の結果からも、区立幼稚園で幼児教育を受けたいというニーズはあると認識しておりますが、保護者の就労状況に関わりなく、子どもたちが教育・保育を一体的に受けることができる幼稚園型認定こども園を整備してまいりたいと考えております。

次に、海外にルーツを持つ児童の増加についてのお尋ねですが、

区では、「文の京」総合戦略において、基本構想を貫く理念として「だれもがいきいきと暮らせるまち」を掲げ、様々な人たちの人権を尊重し、一人一人が個性豊かに暮らせるまちを目指す立場を明確にしております。

国籍を問わず、多くの子育て世帯が、良好な教育環境を求めて本区を選択しております。また、各小学校において、児童数に差があることは承知しておりますが、児童数の増加傾向は区立小学校全体に見られるところです。近年の年少人口の増加は、「住んでいてよかつた」と思えるまちづくりを目指してきた取組の成果である一方、教育環境の更なる整備については、引き続き重要な課題であると認識しております。

本区では、本年九月に宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱を改正し、事業者は、共同住宅等の建設に当たって、区と建設時期や想定される児童数等について協議をすること、また、購入希望者等へ教育環境の事前説明を行うことなどを追加しております。

良好な学校環境の確保については、引き続き、区長部局とも連携しながら、必要な対応を進めてまいります。

なお、海外から転入する方々へは、窓口対応などの機会に、教育環境について事前説明を行っておりますが、広報の仕方については、研究してまいります。

次に、本区の日本語指導の費用負担についてのお尋ねですが、本区の日本語指導が必要な児童・生徒への支援は、迅速に対応すべき課題と認識しているため、年度途中に補正予算を組んで実施いたしました。

国や都への費用負担については、条件に合う補助金等があれば活

用してまいります。

最後に、調査書点についてのお尋ねですが、いわゆる内申点は調査書において、主に中学校の各教科の五段階評定の数値、いわゆる学業成績を指しています。

一方、調査書は学業成績だけでなく、出欠状況、部活動、生徒会活動、生活態度など、中学校での全ての活動記録をまとめた総合的な書類です。

したがつて、評定は調査書の中に含まれる学業成績という位置付けになります。

本年二月定例議会におきましては、調査書点を含む学習評価について答弁いたしましたので、間違いや不適切な答弁との認識はございません。

東京都では「子供たちに未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む指導と評価の一体化を目指して」という資料を公開しており、この資料のほか、国の指導資料等に基づき、各学校で評価・評定について生徒・保護者に分かりやすい資料を作成しております。

また、区立中学校においては、入学説明会、各学年の年度当初の保護者会や進路説明会等で、生徒と保護者に対して説明を行っております。生徒や保護者から評定について質問があつた場合などにも、学校において丁寧に説明しております。

なお、私立中学校等への進学については、様々な選択肢がある中で、各家庭が、それぞれの事情等を踏まえ、児童の長所や能力を存分に追求できる進学先を選択しているものと認識しておりますので、新たに区として一律の資料を作成し、周知する予定はございません。

〔依田翼議員「議長、六番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 六番依田翼議員。

○依田翼議員 では、自席より発言をさせていただきたいと思います。

まず、国際バカロレア関連事業についてですけれども、来年度の枠組みについて国際バカロレア機構と協議していくことでした。国際バカロレア機構は先日、ここから引用になりますけれども、「IBは本件に関与した同氏が、IBの外部コンサルタントと文京区の教員研修事業のプロバイダーという役割を同時に担つたことにより、役割や責任の所在、ならびに関係者間のコミュニケーションに混乱が生じたことを、深くお詫び申上げます」というステートメントを発出しております。国際バカロレア機構と協議する際には、相手方の具体的な属性をしつかり確認の上、交渉をお願いします。

それから、千駄木小学校と文林中学校の共通プールについては、区として正式決定していないとしても、温水プールを第一に検討していくという方針になつたことは明らかです。まるで全く方針が決まっていないような答弁は、地域懇談会で熱心に御議論くださつている地域住民の方々も困惑するであろう、不誠実極まりない答弁だと思います。この点、指摘させていただきます。

それから、内申点に関してですけれども、私立中学校への進学は各家庭が勝手に決めることで、区は関知しないという趣旨の答弁でした。中学受験熱の高まりで、必ずしも中学受験に向いていない児童まで巻き込まれているということは、児童の福祉にも関わる問題だと私は思っております。中学受験をする理由に公立中学校への不安というのが少しでもあるならば、それを払拭するのは区の責任だと思つておりますし、その観点を教育委員会が持つていなければ大変残念に思います。

内申点の付け方についても、資料名を挙げていただきましたけれ

ども、これは明らかにプロ向け、教員向けの資料であって、一般向けとは言い難いものです。したがって、引き続き質問と答弁がかみ合つております。教員が職員として集う教育委員会の教育指導課の方々からすれば、内申点の付け方というのそんなんに簡単に説明できるものではないよと言いたいのかかもしれませんけれども、そのような態度こそが保護者からの不信感を生んでいるのではないかと思います。現役の生徒、保護者以外に向けて、我が区の事情も含めてしつかりと解説していく必要があるというふうな思いは変わりませんので、引き続き議論させていただければと思います。

○議長（市村やすとし） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後二時三十七分休憩

○議長（市村やすとし） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔たかはまなおき議員「議長、十八番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 十八番たかはまなおき議員。

〔たかはまなおき議員登壇〕

○たかはまなおき議員 令和七年十一月定例議会に当たり、会派ぶんきよう子育て・ネットを代表いたしまして、たかはまなおきより一般質問をいたします。子育て、防災、街づくりを中心に、十項目の質問をさせていただきます。発言に当たっては、小学生でも分かる表現を心掛けております。区長、教育長。どなたにも理解しやすいお言葉での御答弁を、お願い申し上げます。

まずは、昨年の一般質問でお尋ねした文京区立小・中学校の展望

について。教育長は「コミュニケーション能力の向上を図つていく、ICTの効果的な活用、新しい授業スタイルを創造していく」と御答弁いただきましたが、この三点について、教育長になられて以来、どのような取組を新たに行つたのか、今後何を行つていく方針か、それぞれ具体的に伺います。

先日、合計特殊出生率日本一になつた鹿児島県徳之島町を視察してまいりました。くわーどうたからり子どもは宝、として島を挙げて子どもを大切にしている姿勢を目にし、親の社会的孤立を無くすことが子育て支援において重要だと再認識してまいりました。文京区において、子どもを宝として地域で見守り、支え合うような体制は整つていますでしょうか。自治体として期待されている役割はどうのようなものであるか、これまでにどう取り組んでこられたか、お伺いいたします。

こども家庭庁が本年九月十一日に公表した二〇二三年虐待による子どもの死亡事例では、心中以外で亡くなつた四十八人のうちゼロ歳児が六八・八%を占め、過去最悪の比率であつたと公表しています。近隣とのつながりが希薄化している文京区において、子育ての孤立を無くすために、これまでの取組は十分と言えるでしょうか。課題認識をお伺いいたします。

今行われている乳児全戸訪問のほかに、満一歳児まで月に一回程度、見守り支援員が訪問して育児用品を手渡す見守り事業が効果的なではないかと考え、提案いたします。

明石市が発祥のおむつ定期便。以前提案した際には二十三区では品川区のみでしたが、現在では東京都の補助を活用して豊島区や、江戸川区、港区等でも行われています。以前、他自治体を研究すると伺つております。事例が増えている中、区長の御見解をお伺いい

たします。

こどもの権利条例制定に向けて、議会とも連携しながら、その主役である子どもたちが参画できるよう様々な取組を行っていることを評価しております。より多くの子どもに周知が広まり、参加していただくという点ではまだまだ工夫の余地があると思いますが、取組の評価をお伺いいたします。制定後も、条例について学ぶ・広めるワークショップの開催等が望ましいと考えますが、展望を伺います。

現在、こどもの権利条例の特集号として新聞折り込み等でパブリックコメントが実施されておりますが、新聞購読率が低下してきている今、ちゃんと子どもたちの手に届いていますでしょうか。

このようだ、子どもに関連する特集は、子どもと保護者が直接手に取れるよう、幼稚園や保育園、学校等にて配付をしていただきたいと考えますが、いかがでしようか。

北九州市では、子どもや子育て家庭を市全体で応援するとした子どもまんなか city宣言の中で、子どもたちが地域の課題を提案し政策に反映するみらい政策委員会を整えています。行政が子どもを「支援する対象」としてだけでなく、「地域を動かす主体」として位置付けている点が特徴です。

文京区こどもの権利条例草案の前文では、こども自らが考えて自分のことを決めていきたい、たくさん挑戦していきたいとうたっています。条例制定を機に、子どもたちが自ら地域の課題に触れ、意見を発信できるような参画の仕組みづくりに踏み出すべきと思いまが、いかがでしようか。

あわせて、こども家庭庁が提言するこどもまんなか応援サポートの一の趣旨に賛同し、文京区もこどもまんなか自治体として宣言して

いただけないか、お伺いいたします。

二〇二五年にグッドデザイン賞を受賞した千代田区の公園づくり基本方針二〇二五では、公園ごとに機能を特化し、複数の公園で分担させる考えが示されています。

公園再整備について、これまで様々な提案をしてまいりましたが、「公園利用者や地域住民との意見交換会等での御意見を踏まえ、整備内容を検討」と毎回答弁があります。意見交換会で出た声、もちろん大切な意見ですが、一生懸命議論した結果、どれも同じような再整備がされてしまった印象を持ちますが、御認識はいかがでしょうか。交通の便のいいコンパクトな文京区ですから、誰もがお気に入りの公園が見付かるよう、特色のある、機能を地域で分担した公園整備にかじを切つていただきたい。本区の公園再整備基本計画でも、地域別整備方針図として挙げられておりますが、具体的にどういう設計をしていくか、案が示されておりません。区民参画で、区全体を俯瞰して、機能分担を考慮した具体的な公園再整備の設計に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしようか。特に大きな公園。例えば、礒川公園は平和とインクルーシブをテーマにした公園にリニューアルしてはどうかと私はかねてから願つておりますが、具体的に取り掛かる時期が来てからではなく、今から時間を掛けて、区民とともに対話する機会を設けてはいかがでしようか。お伺いいたします。

先ほど紹介した北九州市のこどもまんなか city宣言の取組では、子ども目線の公園づくりや子育て世代が憩える環境づくりをこどもまんなか公園づくり等事業として実施しています。公園遊具のリニューアルに当たっては、かなえるポストを設置して、子どもたちの意見を収集し、四百九十三件の応募を頂いたということです。

文京区の公園再整備こそ、こどもまんなかで、全ての世代が憩える再整備が進むことを期待しますが、いかがでしょうか。

そこで、地域の小学生たちに公園に欲しい設備を聞いてまいりました。「高いボルダリング、自転車の練習、地面から噴水が出る、ふわふわドーム」との声がありました。確かに、文京区の公園は児向けの遊具が多く、小学生が伸び伸びと走り回り、体力を付けられる公園が少ないよう思います。私の以前からの提案は、災害時にも使えるバーベキュー広場でございましたが、せつかくなので、実現可能性について、それぞれお伺いしたいと思います。

プレーパークについてお伺いします。

以前の一般質問で「子どもの成長にとつて重要と認識しており、他自治体の事例を研究する」との答弁がございました。私はこの間、しながらわこども冒険ひろば、えごたの森プレーパークなどに行き泥まみれになつて研究してまいりましたが、区の研究成果はいかがでしようか。六義公園で定期的に活動している団体を念頭に、「健全育成に関する補助金が活用できるが、公園の占用料を免除する考えはない」というのが区長の御答弁でしたが、お考えに変わりはございませんか。私は、自主的な活動の支援というフェーズを超えて、どの子も安心して参加できる事業として、こどもの権利条例制定を機に区が責任を持つて行うべきであると強く思いますが、伺います。区民が川に親しめる整備について伺います。

東京都の河川整備計画では、神田川下流域を川沿いのオープンスペースを確保して親水性の高い整備を目指していくとされており、水道橋から御茶ノ水にかけては、今後整備する区間と図示されております。これまで、区民が水辺に親しめるよう管理用通路を整備することを提案し、東京都と連携していくと御答弁いただいており

ますが、具体的な連携状況と、整備着手に向けたロードマップはどのように認識しているか、お伺いいたします。

提案です。現状では、遊歩道として利用するには安全確保策や避難対策の点で困難との御答弁がございましたが、私としては課題に取り組むべき価値があるすばらしい場所だと認識しております。

まずはこの辺りの豊かな緑を知つていただけるよう、人数を限定した散策会を開催するなど、イベント的に開放ができるよう取り組んでみてはいかがでしょうか。

行く行くは、この一帯を再整備して文京区の貴重な公園の一つにできませんか。伺います。

本区の体育館におけるプールの管理について伺います。

よく子どもと行く利用者としては、文京総合体育館更衣室の老朽化や、スポーツセンターの配管トラブルによる長期間の休止など、プールの維持管理に課題があるのではないかと見ておりますが、区長の御認識はいかがでしょうか。

次に、区外からのプール一般利用についてです。

他のスポーツ施設と違い、プールは親戚の家を訪れた際に少し遊びに行こうかと、そういった日常のレクリエーションの一環として利用されることもあると認識しております。この夏、車で北海道を旅して五つの自治体で市民プールに入りましたが、どこでも断られることなんてなくて受け入れていただきました。二十三区でも、ぱつと見たところ、文京区のほかに区民利用に限定しているのは台東区、渋谷区といった少数の区だと認識しております。区内在住割引や、混雑時に限つては区民を優先することは一つの考え方かと思いますが、区外利用を一切受け入れないというのはなぜでしょう。理由をお伺いしたい。現状、既に定員を超えて区民が入れない状況は何

日あつたのかなど、合理的な根拠と、二十三区の状況を伺います。

少なくとも、毎回身分証明書を求められるのは負担であります。

改善を求めます。

視覚障害者が水泳をする際にプールサイドに立つて、棒の先にスパンジのようなものが付いたタッピングバー、これで体や頭の一部に触れ、ゴールのタイミングを知らせるのが、タッパーという介助者であり、コースの両端に一名ずつ必要だと聞いておりますが、御存じでしようか。文京区では、障害者一人につき介助者一名までは使用料免除の制度がありますが、これを二名に増やせないでしようか。

この質問に当たり事前に担当課に問い合わせた直後の十月二十二日に、視覚障害者スポーツの支援をしているNPOの方に対しても「タッピング棒は危険だから文京区のプールには持ち込まないよう」と連絡があつたと聞いて驚きました。今申し上げたような、以前は入れたが、禁止することに決定した事実があつたか。どのような経緯で誰が危険と判断しタッパーによる支援を禁止したのか、理由を伺います。盲学校がある文京区において、視覚障害者が水泳をする際に、区としてどのように合理的配慮を行い、支援をしていくお考えか伺いたい。

パラスポート推進の観点からは、むしろ障害のある方に積極的にプールを活用して運動していただけるような施策が必要ではないかと思いますが、現在のお取組を伺います。

江東区では二か所のプールで時間を指定して障害者専用レーンを開設しております。本区でも、障害者専用レーンを一コース設置してはいかがか。伺います。

前回の一般質問で、学校敷地の有効活用の点で老朽化したプール

は撤去して、外部のプールを活用してはどうかと提案いたしました。「外部施設での水泳指導は困難だ」との御答弁でしたが、私が区内の民間事業者に問い合わせたところ、空いている時間帯があり、受け入れは可能だとのことでした。現状の年間プール開催日数は一校当たり平均して何日でしようか。敷地の狭い学校や改築する学校等に限れば、民間施設への委託も効果的な策であると私は考えますが、いかがでしよう。あわせて、安全性向上の観点では水泳指導者の派遣を受け入れることが有効ではないかと考えますが、状況はいかがでしようか。

同じく前回、温水プールを設置している小・中学校があれば、年間を通じて利用することが有益ではないかと提案いたしました。住民の意見を聞き入れ、千駄木小・中学校のプールが温水化される方向であることは大歓迎いたしますが、建築コスト、維持コストの点でどのように評価、検討したか、具体的に教えてください。完成後、区民開放の方針はいかがでしようか。加えて、近隣学校による活用はいかがか。お伺いいたします。

また、既存の学校プールの温水化による通年利用も技術的には可能であり、区民開放も視野に入れるに学校施設の有効活用として取り組む価値はあると認識しておりますが、実現に向けてどのようにお考えか伺いたい。

課題があるか。教えてください。

酷暑対策として、プールサイドにテントを設置する等取り組んでいると伺っておりますが、状況はいかがでしようか。体調不良の児童・生徒が冷房の効いた部屋ではなく、ひなたのプールサイドで見学をさせている実態は文京区にはないでしようか。日焼け防止のため、ラッシュガードの着用と日焼け止めが効果的ですが、禁止している学校はないでしようか。あつたとしたら、それは何校で、どう

いつた理由からか、お伺いいたします。

豊島区では、酷暑対策としてプールの上部に遮光ネットを設置しているということです。来年のプール授業に間に合うように、是非文京区でも今すぐに取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

中学校受験率二十三区一位、これを教育熱心な地域柄と放置することなく、中学校のソフト・ハード面での魅力アップと、特に卒業後のキャリアパスが明確に持てるような支援を是非お願いしたいと考えておりますが、実態はいかがでしょうか。教育長は、本年九月四日付けの日経クロスワードマンの記事で国際バカロレア機構の件で取材に答え、「積極的な理由から中学受験を選んでいる状況は、家庭や子どもの選択の結果なので、区としては特に課題視していません」と回答しています。私は、教育長のお立場での回答としてはいかがなものかなど感じました。回答の意図をお聞かせください。区がすべきは、積極的な理由から、公立中学校が選ばれるように取り組むべきではないでしょうか。御認識を伺います。

前回の一般質問では「特色ある学校づくりに取り組む」と御答弁いただきましたが、そのために新たにどのような取組を行い、今後予算措置を行う方針でしょうか。私は、地域資源の活用。特に、大学や大企業との連携が特色ある学校づくりに大きく貢献するのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

あわせて、小中連携の学校改築について今後の展望はいかがでしょうか。義務教育学校の設置は研究課題との御答弁でしたが、研究成果を伺います。ハード面での整備は難しいとして、小中一貫の教育カリキュラム化はすぐに取り組むことができますし、文京区の公立中学校の魅力アップにつながるのではないでしょうか。他自治体の動向をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

副教材や学習用具、校外学習等に係る費用の無償化について伺います。

保護者負担の各学年平均額は幾らでしょうか。仮に無償化した場合、小学校、中学校でそれぞれ幾ら掛かりますか。

私は、中学校における平均額の方が高額になるかなと認識しています。加えて、高校進学に向けた家計負担も大きいですから、まずは中学校、ここから無償化し、公立中学校教育の負担軽減を図つてはいかがでしょうか。

あわせて、令和七年六月二十五日の文部科学省通知にある、教材の学校備品化や学校指定物品に関する負担軽減の方策について、区のお考えをお聞かせください。

これまでも無償化について多くの議員が提案され、教育委員会は「子育て世帯の支援全体の枠組みの中で検討すべき」と繰り返し答弁されていますが、これは具体的にどういう意味でしょうか。本来無償であるべきだが、区の限られた子育て財源の枠組みの中で、どうしても実現できないと私は受け止めましたが、合っていますか。これまで文京区の予算編成の中で検討された事実はあるのか。区長にお伺いいたします。

もう一つ、公立学校の特色として是非取り組んでいただきたいのが、区と連携した主権者教育です。

先日、選挙管理委員を務められている方から教えていただきました。自ら社会課題を考え、主体的に働き掛ける力を養うのが主権者教育であり、現状の模擬選挙やポスター・コンクールのような選挙にフォーカスした教育だけではなく、人権・民主主義・平和が主権者教育としての根幹であると私は理解しましたが、教育長の御見解と、

これまでの取組はいかがでしようか。

本来の主権者としての力を身に付ける教育を行うには、民主主義の現場の一翼を担う選挙管理委員会や、議会との協働を進めるべきです。お伺いいたします。

区内で大規模災害が発生した際に社会福祉協議会主導で設置される災害ボランティアセンターが復旧・復興の大きな力となります。発災時には人員や物資、情報伝達の不足による大きな混乱が想定されます。文京区との連携体制はいかがでしようか。開設訓練はどの程度の頻度で、どのように行われていいのでしょうか。

実際に災害があつてからボランティアの募集ではなく、事前に登録することで、行動開始の迅速化や、発災時を想定した訓練や講座を開催できます。これは内閣府が今年度創設した被災者援護協力団体の登録制度の動きとも共通する考え方ではないでしょうか。

渋谷区や世田谷区など、私が見たところ、七区で災害ボランティアの事前登録が進んでおります。本区では、専門ボランティアに限っては平時から募集されていますが、余り周知が進んでおらず、登録者数が伸び悩んでいるようです。具体的な人数と、区長の課題認識をお伺いいたします。

社会福祉協議会・防災士会との連携を深め、平常時から災害ボランティアを募集する体制を整え、その中から専門ボランティアとしての活躍が期待できる人材を登録していただくようにした方が効果的なのではないでしょうか。

災害ボランティアの事前登録と併せて提案したいのが、被災自治体への区民有志の派遣を文京区として行えるよう助成する制度を設けていただけないでしょうか。以前、社会福祉協議会が参加者を募つてボランティアバスを出していただき、いわき市へ支援に伺つた

ことがございますが、そのための要件と予算を事前に決めておくイメージです。いざというときに助けに向かえる人材を確保しておくことは、いつか、我々文京区民自身を助けることにつながると、思いませんか。

次に、区民から行政への連絡体制について伺います。

我々議員は、区民の皆様から、公園や道路の不具合についてよく連絡を頂きます。連携させていただく職員の皆様、いつも迅速な御対応には感謝しておりますが、本来我々議員に言うまでもなく、適切な窓口につながれば済む話ですね。幾つかの自治体では公式LINEを使った通報システムが運用されており、新宿区では対応状況を公開しております。令和七年四月から今までの半年で、百二十二件もの声が寄せられたとのことです。これは大変効率よく、区民の通報を受け付ける仕組みだと思いますが、本区の公園・道路等不具合の通報状況と、現状の課題はいかがでしようか。文京区で導入している公式LINEの運用ツールはトランスコスモス社のKANAMETOというサービスです。同社は自治体向け通報システムを既に提供しています。つまり、申し込めば利用できる状況であり、是非実装を図っていただきたい。

平常時の今であれば、絶対に不可欠とは言えません。でも、想像してみてください。大震災が起こつて、あの壙が倒壊している、あの道路にひびが入つていて。大混乱の中、そんな連絡を一つ一つ受けられないですよね。

平常から使えるものが、災害時にも役に立つという設計を、フェーズフリーといいます。是非、フェーズフリーを念頭に、早急な導入を求めるが、いかがでしようか。

フェーズフリーといえば、今年認証を取得したのがダイドードリ

ンコ株式会社の紙おむつも買うことができる災害対応自動販売機です。私もよく出先でおむつが足りなくなつて困つたことがありますたし、何より災害時、飲料だけでなく赤ちゃん用品が手に入ると思うと安心ですね。

今後、赤ちゃん連れが多く訪れる場所にはおむつ自動販売機を設置することと、災害時に対応可能な飲料自動販売機が文京区内全において設置されるべきと考えますが、現状と今後の対応を伺います。

先日、福岡市社会福祉協議会の終活サポートセンターを視察してまいりました。終活に関する相談を受け、法律関係の相談にも予約制で対応しているとのことです。

本区でも文京ユアストーリーで権利擁護や死後事務の委託を行っていますが、終末期から住宅や相続を含めた終活に関する相談の必要性は年々高まっていると聞いています。これまでの本区における相続・終活等に関する取組と、区民ニーズをどのように捉えているか、伺います。

医療・介護、葬儀・相続など、どこに相談していいか分から悩みを現在どのように区は受け止めていますでしょうか。文京区において、広い意味でACPも含めた、人生の締めくくりに向けた終活ワンストップ窓口の設置を提案したい。豊島区で行われているように、事故や病気で意思を伝えられなくなつたときや急に亡くなつてしまつたときに備え、終活の準備内容を区に登録しておく取組も是非御検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

親亡き後の支援についてはより手厚いサポートが必要と考えます。福岡市社会福祉協議会では生命保険信託の仕組みを活用して、残された子の金銭的支援が行えるようサポートしているとのことでした

が、文京区でもニーズがあるのではないかでしょうか。本区では、ひきこもり対策として作成しているミドルエイジライフハンドブックで情報提供を行つておりますが、障害者・児についてはどのような情報提供や支援体制が取られていますでしょうか。

障害児を育てる親からは、まだ先のこととはいえ漠然とした不安感が常にありますという意見をお聞きしました。親亡き後について、事前に心構えと不安の解消ができるよう資料作りと相談体制整備を行つていただきたいのですが、御認識を伺います。

もう一つ当事者から伺つたのが、障害者が出掛けやすいよう、スマートフォンで手帳が提示できるミライロIDを早く導入してほしいという意見でした。「障害者手帳を人前で出すことに抵抗感がある」という保護者の声もあり、はつとさせられました。

以前提案して、御研究いただくとの御答弁でしたが、その後、いかがでしょうか。既に多くの公共交通機関や、すぐ隣の東京ドームではミライロIDが利用できます。御見解をお伺いします。

以上で、私からの十項目の質問を終えます。

答弁のいかんによつては、再質問をさせていただきたいと思いま

す。議場の皆様、画面で御視聴の皆様、御清聴誠にありがとうございました。

○区長（成澤廣修） たかはま議員の御質問にお答えします。

最初に、子育ての孤立防止に関する御質問にお答えします。

まず、子どもを地域で見守る取組についてのお尋ねですが、区で

はこれまでも、保育園や幼稚園等での相談対応に加え、地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センター事業等を通じて、地域で子育てを支援する取組を行つてきたところです。

このような取組により、子どもとその家族を必要な支援につなぐことで、地域や社会からの孤立防止にも資するものと考えております。

今後とも、子育て支援計画に基づき、子育て家庭が孤立せず、安心して子育てができるよう、身近な場所で地域とつながる機会の一層の充実を図るとともに、子どもや親子が集まる居場所、多世代が交流できる場の確保に努め、地域社会全体で子どもを育む体制を推進してまいります。

次に、おむつ定期便の導入についてのお尋ねですが、議員御指摘のとおり、現在四区で実施されており、登録率、利用率はいずれも対象世帯の八割程度とのことです。

これらのうち、品川区以外の三区では、都のファミリーアテンダント事業を活用しており、地域団体等と連携し、家庭訪問型の支援と併せて実施されていると聞いております。

現在のところ、本区において当該事業を実施する考えはございませんが、他区の動向や先行自治体での実施状況、事業効果等について引き続き研究してまいります。

次に、こどもの権利に関する条例等についての御質問にお答えします。

（仮称）文京区こどもの権利に関する条例の検討に当たっては、区内中高生から募集したこどもの権利推進リーダーと七回の検討会議を行い、延べ三百人に参加いただきました。条例の前文案は推進リーダーが作成し、子どもたちの生の声を盛り込むことができたも

のと認識しております。

来年度も引き続き、推進リーダーによる取組を実施する予定であり、こどもの権利についての啓発や条例の周知方法等について、子どもたちとともに検討してまいります。

また、区報特集号については、新聞折り込みのほか、地域活動センターや図書館などの区有施設に加え、保育園、幼稚園、小・中学校、児童館、育成室等の子どもに関係する施設にも配架しております。

今後とも、お知らせする内容や対象者に応じて、適切な方法による周知を行つてまいります。

なお、子どもが参画できる仕組みづくりや、こどもまんなか応援サポートerについては、先行自治体の取組等を研究してまいります。次に、公園に関する御質問にお答えします。

まず、公園の機能についてのお尋ねですが、地域の方々に身近な公園は、遊びや憩いの場であるほか、地域行事等を通じたコミュニケーションの場でもあることから、公園に望む機能には共通したものが多く、類似した公園になりやすい傾向があると認識しております。

このため、公園再整備の意見交換会においては、周辺の公園の機能等を丁寧に説明し、地域単位で機能分担が図れるよう取り組んでおります。

一方、機能を分担させるには、一定範囲内の公園の集中的な整備が求められることや、区の提案と地域の求める機能が必ずしも一致しない等の課題があり、その対応について検討しているところです。また、大規模な公園の再整備を計画する際には、現状と地域特性等の様々な制約や課題等を踏まえるとともに、区民参画の手法も含めて、効果的な検討ができるよう取り組んでまいります。

次に、公園再整備における子どもの意見等についてのお尋ねですが、公園は、幅広い世代の方々が利用する施設であり、子どもの意見を整備に生かすことは重要であると考えております。

このため、公園を再整備する際には、近隣の小学校にアンケートを実施するなどして、子どもの意見聴取に取り組んでいるところであります。

引き続き、子どもの意見も含め、地域の方々との意見交換等を通じて、全世代に親しまれる公園づくりに努めてまいります。

また、ボルダリングや地面から出る噴水等の導入については、公園再整備の意見交換会等において、検討することは可能と考えております。

一方、バーベキュー広場については、臭いや煙による近隣への影響に加え、安全面や管理面の課題も多いことから、現状、整備は困難であると認識しております。

次に、プレーパークについてのお尋ねですが、区では、この間、他自治体における実施状況等の調査を行い、実施主体や手法等について確認してきたところです。

議員御提案の事例は、委託等の手法により実施されておりますが、本区においては区がその役割を担うのではなく、様々な主体の強みを生かすためにも、各団体における自主的な活動を支援することが望ましいと認識しております。

引き続き、様々な地域の担い手が一層活動しやすくなるような支援を行ってまいります。

また、区では、公園再整備基本計画において、冒険遊び場など、公園における子どもたちの多様な創造性を引き出す自主的な活動を支援することとしております。

なお、六義公園で定期的に開催されているプレーパークについては、長年にわたり、子どもの健全な育成に資する取組として実施されており、本方策に沿うものであることから、本年十月以降、公園占用料を免除しております。

次に、神田川沿いの管理用通路の整備等についての御質問にお答えします。

都の計画にある水辺のにぎわい創出に向けた取組については、機会を捉えて、沿川自治体として連携してまいりますが、現状、その取組が具体化されていないため、情報交換にとどまっているところです。

また、議員御提案の、人数や日時を限定したイベントについては、今後研究してまいります。

なお、水道橋から御茶ノ水にかけての川沿いの大部分は、急な斜面緑地であることから、公園としての整備は困難と考えております。

次に、プールの利用に関する御質問にお答えします。

まずは、総合体育館を御利用の皆様を始めとする区民の皆様に、御不便、御迷惑をお掛けしていることを、おわび申し上げます。

プール場や更衣室を含む地下休場エリアについては、現在、来月三日の利用再開に向けて、準備を進めております。

次に、体育館の管理運営についてのお尋ねですが、区内スポーツ施設の維持管理については、区民が安心して施設を御利用いただけ るよう、維持管理に努めているところです。

プールの長期間の休止については、近年の猛暑等、各施設とも複合的な要因による不具合であり、維持管理に課題があるとは考えておりません。

次に、区民以外のプール利用についてのお尋ねですが、プールや

トレーニングルーム等の個人利用が主となるスポーツ施設は、原則として区民の利用を目的としていることから、利用時は身分証明書の提示をお願いしており、区民以外の利用については制限を掛けているところです。

また、混雑により区民が入れない状況については確認できておらず、個人利用を区民に限定している区は、本区を含めた三区です。

利用対象者の範囲については、今後、研究してまいります。

次に、プールの利用における介助についてのお尋ねですが、介助者の利用料金については、条例施行規則により減免は一名までとしているところです。

また、議員御指摘の件については、区と指定管理者が協議の上、他の利用者や障害のある方の安全性を確保するため、個人利用時間におけるタッピングバーの持込みは御遠慮いただくよう、当該団体へ説明したのですが、障害のある方のプールの利用方法については、合理的配慮の提供が求められていることを踏まえ、今後は適切に対応してまいります。

次に、障害のある方のプール利用を促進する取組についてですが、区ではこれまで、障害のある方を対象とした障害者プールレクリエーションや障がい者スポーツ施設個人利用促進事業などを実施し、障害のある方のプール利用の機会確保に努めてきたところです。

障害者専用レーンの設置については、他自治体における取組事例を研究してまいります。

次に、学用品の無償化についての御質問にお答えします。

これまでの予算編成に係る要求及び査定の過程において、学用品の無償化を個別の検討事項として位置付けた経緯はございません。

なお、令和八年度予算編成については、現在、策定作業を進めて

いる段階であるため、お示しできる内容はございません。

次に、災害ボランティアに関する御質問にお答えします。

まず、災害ボランティアセンターについてのお尋ねですが、災害ボランティアセンターの設置要件や職員派遣、物資及び財政支援については、地域防災計画のほか職員防災行動マニュアル、災害時受援応援計画に定め、被災地の受入状況を踏まえた、発災後の適切な時期の開設につなげております。

設置訓練は、年に一回実施しております、被災者のニーズに対応するボランティアのマッチングや支援物資の調整を行うためのシミュレーションゲームを訓練で活用し、発災時における社会福祉協議会との連携体制の強化を図っております。

今後とも、災害ボランティアセンターの円滑な運営を図るため、社会福祉協議会と連携した訓練を継続的に実施し、災害対応力の強化に努めてまいります。

次に、災害ボランティアの確保についてのお尋ねですが、本区では、地震等の大規模災害発生時に避難所等の運営を支援するため、医療、福祉、語学等の専門的な知識や経験を有する方を災害時専門ボランティアとして登録しております。現在の登録者数は十一人であります、更なる登録者数の拡充が必要であると認識しております。

今後も、専門ボランティアについてホームページ等で周知するとともに、社会福祉協議会との連携や避難所運営協議会等との情報共有を図りながら、専門ボランティアを含め災害時にボランティアとして活動できる人材の確保に努めてまいります。

次に、被災自治体への支援についてのお尋ねですが、被災自治体へのボランティア派遣については、平時から区民のボランティア活動全般を支援している社会福祉協議会が行うものとしており、発災

時は、全国のネットワーク等を活用しながら、被災地のニーズや受入体制等を調整することで、効率的な支援活動が行われているものと認識しております。

区では、社会福祉協議会が行う被災地におけるボランティア活動事業を支援しており、助成額等の具体的な支援内容については、災害の状況に応じて協議しております。

区において、国が定めた枠組みにより支援を行う一方で、社会福祉協議会では、住民レベルのノウハウ等を生かしたボランティア活動が可能であるため、今後とも、現行の体制を継続し、一層の相互連携を図つてまいります。

次に、災害時のインフラ破損への対応等に関する御質問にお答えします。

まず、道路や公園等の不具合に関する通報システムについてのお尋ねですが、区では、電話やホームページからのお問合せフォームに加え、国が運用するLINE等により、道路損傷等の通報を受け付けております。

通報内容も多岐にわたることから、情報を的確に捉えることが現状の課題と考えております。日々の巡回等を通じて道路や公園等の状況の把握に努めているところです。

また、区公式LINEからの通報受付については、国が運用するLINEと比べ、国道や区道などの道路管理区分に応じた情報整理等に課題があると認識しております。現在の通報状況や費用対効果等も踏まえ、検討してまいります。

次に、災害時用自動販売機の導入についてのお尋ねですが、区有施設の自動販売機設置基準では、地震や風水害等の災害時には、電力が供給されているか否かにかかわらず、自動販売機内の販売品を

無償提供できる機能を備えた機器を設置することとしております。

また、民間事業者が区内に設置している自動販売機の災害対応については、各事業者が主体的に取り組むべきものと認識しております。区として現状は把握しておりません。

なお、紙おむつについては、これまで各家庭で携行・備蓄いただくものと認識しております。費用対効果や設置場所の条件等の課題もあるため、区として一律に自動販売機を整備する考えはございません。

次に、終活に関する御質問にお答えします。

まず、相談窓口に関するお尋ねですが、区では、エンディングノートやACP（アドバンス・ケア・プランニング）に関する講座等を適宜開催し、終末期について考える機会を提供するほか、社会福祉協議会との連携による文京ユアストーリー事業を実施し、終末期の備えに関する内容を含む様々な終活関連の相談に対応しております。相談件数も増加しております。

今後も高齢者人口の増加とともに、必要性は高まっていくものと考えております。

また、終活支援の相談に当たっては、法的な事柄から医療・介護の意向表明、資産整理に至るまで、多岐にわたる専門的知識が求められるものと認識しております。様々な分野から民間事業者等も参入しております。

したがいまして、現時点においては、区として終活ワンストップ窓口の設置等は考えておりませんが、区民からの相談を受け止められるよう、様々な関係機関とも連携し、必要な支援につながる体制を整えてまいります。

次に、相続・終活における不動産に関する相談についてのお尋ね

ですが、区では、弁護士などの専門家が個別相談に応じる空家等相談事業を行うほか、年に一回、空家セミナーを実施しております。

本年度のセミナーでは、東京都行政書士会と共に、相続・終活をテーマに、個別相談会を併せて開催したところです。

今後とも、区民の不動産に関する課題解決の助けとなるよう本事業を実施してまいります。

最後に、障害者・児の親亡き後にに関する御質問にお答えします。

まず、情報提供等についてのお尋ねですが、親亡き後を見据えては、個別相談や障害福祉サービスの更新時等、あらゆる機会を捉えて、情報提供や意向確認を行っており、必要に応じて、グループホームの見学や体験利用の実施など、支援に努めているところです。

また、昨年度、障害者地域自立支援協議会の専門部会において、ライフステージやライフイベントを踏まえ、成年後見制度の活用を含めた生活について当事者や家族とともに考える、支援者向けのガイドを作成しております。

こうした取組により、引き続き、区と関係機関において、情報提供や相談支援を行ってまいります。

次に、障害者手帳アプリについてのお尋ねですが、既に一部の区において、区有施設の利用料金減免等に利用できることは認識しております。

一方で、本人確認書類として障害者手帳原本が必要となる場合は代用できないことや、導入している区においては、アプリの不具合や通信環境により画面を提示できない場合に備えて障害者手帳の携帯を推奨していることから、その有用性を確認するなど、導入に向けた検討を進めているところです。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕  
○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、各種施策の進捗についてのお尋ねですが、コミュニケーション能力の向上については、話す力の向上を図るため、モデル校で生成AIを活用したアプリを使用し、児童・生徒一人一人のプレゼンテーション能力の向上について研究しております。

ICTの効果的な活用については、ネットワークの速度を向上させることで、教員が、授業内でタブレットを活用し、一人一人の学習状況を把握できるだけでなく、子ども同士の意見を即時に共有できる対話的な学びを促進することがより円滑にできます。

今後は、小・中学校で使用しているタブレット端末を更新し、端末の処理速度や駆動時間など、機能の向上を図ることで、より良い学習環境の実現に向け、対応してまいります。

新しい授業スタイルの確立については、国際バカロレア機構と連携した教員研修を実施し、各学校で探求的な学びの実践を促進しております。

今後、これらの取組を生かして、本区の教育活動の充実を図つてまいります。

次に、学校のプールに関する御質問にお答えします。

まず、水泳指導を行った日数ですが、今年度について申し上げますと、平均して小学校は一クラス当たり五日、十こま程度、中学校では一クラス当たり八日、八こま程度となります。

次に、民間施設への事業委託についてですが、日中、学校の水泳指導を受け入れられる区内民間事業者の受入時間が限られているこ

と、外部施設を利用する場合でも移動手段の確保などの課題があること等、教育活動全体を総合的に鑑みると外部施設での水泳指導を実施することは、現時点では難しいと考えております。

次に、水泳指導者の派遣についてですが、水泳指導に必要な資格や経験を有する人材は限られており、水泳指導者を全校に派遣することは難しいと認識しております。

一方、児童・生徒の安全確保と水泳指導の充実を図るため、水泳指導補助員を派遣し、水泳指導の安全を確保しております。

次に、学校施設のプール設備についてですが、基本設計に向けた検討を進めている千駄木小学校、文林中学校等の一体的な改築に関する本年十一月六日の地域懇談会の中で、事業者が地域の方々に対して、プール設備について、幾つかの案をお示しました。

現在、区において、学校施設としての、これからプールの在り方について、総合的に検討を進めていけるところです。

そのため、コストや地域開放、複数校利用などの個別具体的な課題については、申し上げられる段階にはないと認識しております。

今後とも地域の方々からの御意見も踏まえながら、設備の内容について検討してまいります。

次に、既存の学校プールの温水化についてですが、プールの温水化に必要なボイラーや空調設備の設置に当たり、校舎の大規模な躯体工事のほか、電気やガスの増強、設備機械室として広い屋内スペースが必要となることなどから、極めて困難であると認識しています。

次に、プールサイドへのテント設置についてですが、プールサイドの状況によつては、テントの設置が困難な場合がありますが、学校からの要望に基づき、プールの日よけ等、熱中症対策として活用

できるテントなどの予算を措置しております。

今後も学校の要望を踏まえつつ、適切に対応し、良好な教育環境の確保に努めてまいります。

次に、体調不良の児童についてですが、体調不良の児童・生徒がひなたのプールサイドで見学している実態はございません。

次に、日焼け防止のためのラッシュガードの着用及び日焼け止めの使用についてですが、ラッシュガードの着用を禁止している学校はございません。

また、日焼け止めを禁止している小・中学校は四校ございますが、その理由として、油分や化学物質の蓄積によつて、塩素の効果の低下につながるよう水質を保つためと学校から聞いております。

今後の運用については、検討してまいります。

次に、プールへの遮光ネットの設置についてですが、本区の小・中学校のプール施設は、学校ごとに設置状況が異なります。遮光ネットの設置については、安全面の確保が大前提であり、一律に導入するに当たつては課題があるものと認識しております。

引き続き、他自治体の事例等も参考にしながら研究してまいります。

次に、区立中学校の魅力向上に関する御質問にお答えします。

まず、私立中学校への進学についてですが、様々な選択肢がある中で、児童の長所や能力を存分に追求できる進学先を選んだ結果であると捉えており、本区においては、私立中学校への進学を前提として転入される家庭もあり、私立中学校などへの進学率の高さだけを捉えて、区立中学校の課題では認識しておりません。

次に、区立中学校の特色ある学校づくりについてですが、各中学校において個に応じた学習指導の充実や探求的な活動を含む教育活

動の工夫に努めています。

今後とも、特色ある教育活動を実施できるよう、「生きる力」実現・学校力パワーアップ事業を実施し、放課後に学習支援の講師を呼ぶなど特色ある教育活動を実施してまいります。

次に、地域資源の活用についてですが、現在も大学と連携を図つた授業支援や地域企業への職場体験などを実施しており、日々の教育活動を充実させております。

次に、小中一貫教育についてですが、現時点において、義務教育学校を新設する考えはございませんが、限られた敷地の有効活用のため、校舎の高層化、隣接する小・中学校の一体的な改築について、地域の御意見等を踏まえ、検討しております。

また、区立小・中学校が連携した教育を行うために、教員は学習指導要領の系統性や連続性を考慮するとともに、区の教育指針や重点施策を踏まえ、小学校と中学校の接続を意識した指導を行つております。

今後も他自治体の好事例を参考にしながら、本区で推進している保幼小中連携を充実させてまいります。

次に、学用品の無償化についてのお尋ねですが、副教材や学習用

具、校外学習等に係る費用の平均額は昨年度において、小学校では、一年生約二万一千円、二年生約一万一千円、三年生約一万五千円、四年生約一万六千円、五年生約二万四千円、六年生約二万六千円です。

中学校では、一年生約三万八千円、二年生約二万三千円、三年生約四万四千円です。

仮に、この平均額と令和六年度の児童・生徒数を基に単純計算しますと、合計額は、小学校約二億九百万円、中学校約八千五百万円

となります。学用品の無償化に係る経費については、対象とする副教材等の範囲により異なるため、見込額をお示しすることはできません。

なお、昨今の物価高騰により、教育に係る負担軽減については、中学校だけでなく、小学校においても重要であると認識しております。国の通知も参考にして、引き続き支援策について検討しております。

本区では、様々な子育て支援施策を用意し、広く支援を行つております。各家庭における教育に係る費用の負担軽減については、これまでと同様に、子育て世帯への支援全体を俯瞰して、区長部局とともに検討すべき課題であると認識しております。

最後に、主権者教育についてのお尋ねですが、主権者教育は、子どもたちが、責任ある大人へと成長し、国や社会の形成に参画し、その発展に寄与する資質・能力を身に付ける上で、重要な取組であると認識しております。

本区の区立小・中学校では、各教科の学習のみならず、特別活動や総合的な学習の時間など、教育活動全体を通じて主権者教育を計画的に実施しております。

また、小学校では国見学や区議会見学を実施し、政治の仕組みを発達段階に応じて学んでおります。

選舉に関する学習だけでなく、児童会活動や生徒会活動においては、学校生活の課題について話し合い、合意形成を図り、課題解決に向けて責任を果たす活動を通して、地域や社会に参画する態度を育んでおります。

今後も地域社会や関係機関との連携を強化しながら、未来の社会を担う子どもたちの育成に尽力してまいります。

「たかはまなおき議員 「議長、十八番」と発言を求む。」

○議長（市村やすとし） 十八番たかはまなおき議員。自席からの発言をお許しいただけますでしょうか。

区長、教育長、丁寧な御答弁、誠にありがとうございました。

三点申し上げます。

視覚障害者水泳の質問では、タッピングバーの持込みは安全性に問題があると事前の聞き取りで認識を伺っていたのですから、私は、実態を確かめるために、先週、十一月二十一日に、東京都議会議員のさんのへあやさんとともに、立教大学のプールにて、視覚障害のある方のタッパーとしてボランティアをさせていただいてまいりました。加えて、実際に視野を完全に遮断するブラツクゴーグルというものがございまして、これを着用してコースの端まで泳ぎ、タップされる貴重な体験もできました。当然、当事者が周囲の安全に対して十分な配慮をする義務はありますが、これはけがするようなものではないですよ。

合理的配慮が求められているので、適切に対応する旨の御答弁を頂きました。改善されることを期待しております。

次に、プレーパークについては、自主的な活動を支援するとの方針が示されました。プレーリーダーを始めとする運営スタッフの活動経費、備品の購入、保管等、実際は多額の費用が必要な事業です。自主的な活動だから安く済むというお考えでは当然ないでしょうが、今後の支援拡充には期待しております。

あわせて、他の地域への展開も是非御検討ください。

最後に、教育長、学用品の無償化について、区立小学校で二億九百万円、中学校で八千五百万円との単純計算が出ました。私は、経

済的な合理性から、まず区立中学校から負担軽減してはと提案したのですが、教育長は、物価高騰により、中学校だけではなく小学校においても負担軽減が重要であるとの御認識を示されました。保護者に寄り添った大変重要な御答弁だと受け止めました。是非、子育て支援全体の課題としての検討が区長部局とともに進むことを期待しております。

詳細につきましては、他会派の議員の皆様とともに論議を深めてまいります。

事前の課題整理に際しましては、今回、大変長い時間を頂戴いたしました。ありがとうございました。

本日はお時間を頂きましたこと、心より感謝申し上げます。失礼します。

○議長（市村やすとし） 議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後三時四十七分休憩

午後四時再開

○議長（市村やすとし） これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔宮野ゆみこ議員 「議長、四番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 四番宮野ゆみこ議員。

〔宮野ゆみこ議員登壇〕

○宮野ゆみこ議員 市民フォーラムの宮野ゆみこです。十一月定例議会に当たり、会派を代表し、区長、教育長に一般質問をさせていただきます。明快な御答弁をよろしくお願ひいたします。

まず初めに、令和八年度重点施策及びこどもみらい☆応援パッケ

ージについてです。

重点施策における子ども・教育分野の構成と区の姿勢について伺います。

十月二十二日の庁議において、令和八年度の重点施策が決定されました。全四十六事業のうち、子ども・教育関連の施策が半数を占めており、これまでの重点施策の構成と比較しても、極めて高い比重となっています。これは、来年度の子どもの権利条例制定を目前に控える中、子どもの権利を区政の中心に据え、未来を担う子どもたちへの投資を図るという区の姿勢を示すものと受け止めています。

重点施策の半数を子ども・教育分野が占めることになった背景と、多岐にわたる行政課題が山積する中で、今回の重点施策全体のバランスを区としてどのように認識しているのか、伺います。また、この構成に込められた、子どもの権利条例の具現化を始めとする来年度の重点施策に懸ける区長の思いをお聞かせください。

次に、（仮称）文京区子どもの権利擁護委員の役割といじめ問題への対応について伺います。

こどもみらい☆応援パッケージの中で、子どもの権利擁護の強化策として、（仮称）文京区子どもの権利擁護委員を設置するとともに、子どもの権利相談窓口を開設することが示されました。条例案

では、子どもの権利擁護委員の職務として、子どもの権利の保障についての必要な調査及び調整を行う、子どもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請をすることなどが定められています。

令和六年二月の文教委員会において、学校で発生したいじめを区長部局に置かれた第三者機関が調査し、公正中立な立場から、学校側への指導や被害児童・加害児童に対する措置を行う体制を整備するとともに、その体制をいじめの抑止力としても機能させていくこ

とを要望しました。

権利擁護委員は、学校でのいじめや不適切指導などによる権利侵害の相談があつた際、第三者機関として、学校側への指導や必要な措置を決定する介入権限を持つのでしょうか。また、委員は権利侵害の問題の解決をどのような指標をもつて判断することとなるのか、伺います。

いじめの解決に当たっては、被害児童の心身の回復支援のみならず、加害児童に対する指導も不可欠です。権利擁護委員の権限に基づく指導や介入は、加害児童やその保護者に対して具体的にどのような行われることを想定しているのか、伺います。

また、この新たな体制が、いじめなどの学校問題を含め、地域における全ての子どもの権利侵害に対し、単なる事後的な対応にとどまらず、子どもの権利が侵害されない社会を目指す、強力な抑止力として機能するために、どのような周知を行っていく方針か、伺います。

二つ目に、文京区児童相談所開設後の運用状況と切れ目のない支援体制の強化についてです。

文京区児童相談所における一時保護の現状と専門性維持について伺います。

児童福祉法では、一時保護は原則として二ヶ月を超えてはならないと定められており、長期化は子どもの心身に大きな影響を与えます。文京区児童相談所が開設されて約半年が経過しましたが、その援助状況を把握するため、次の実績についてお答えください。

まず、区児童相談所開設以降、これまでに一時保護した児童の総数を伺います。そのうち、一時保護解除までの期間が二ヶ月以内であつた児童の人数、そして二ヶ月を超えて延長された児童の人数を

それぞれ伺います。長期化に至った主要な理由と、それを解消するための課題についても伺います。

また、二か月以内に一時保護が解除された後、再度一時保護となつた児童の有無をお答えください。再保護の有無は、アセスメントや在宅支援の継続性に課題がある可能性を示唆するものであり、区としてこの再保護防止に向けてどのような取組を進めているのか、伺います。

区児童相談所が、業務過多により機能不全に陥ることを防ぐため、区の他部署との役割分担や連携は、どのような具体的な仕組みで行われ、区児童相談所の即時介入やきめ細やかなケースワークなど、専門性の高い支援を確実に行う体制がどのように整えられているのか、伺います。

次に、夜間休日対応の外部委託について伺います。

区の児童相談所では、夜間・休日の緊急対応について外部事業者に委託していますが、開設以降、夜間・休日の外部委託により対応した相談・通告の総件数と、そのうち緊急の立入りや一時保護の実施など、即時介入が必要となつた具体的な件数を伺います。

委託事業者の担当職員について、児童相談所の窓口対応の専門性はどうのように担保されているのでしょうか。資格の有無、研修状況など、具体的に伺います。また、区は委託事業者に対し、どのような指導・監督体制をしき、専門性の維持に努めているのかも、併せてお答えください。

また、夜間・休日の対応事例について、区の児童相談所職員への情報共有やケースの引継ぎは、どのような体制と手順で行われ、対応の質的な評価はどうのように実施されているのでしょうか。夜間・休日における即時介入や、通告・相談されたSOSの声を途切れさ

せずに継続支援へつなげる体制は、どのように整えられているのか、具体的な仕組みを伺います。

次に、ケアリーバーの継続的な見守りと若者計画について伺います。

児童相談所などからの支援を終えた若者、特に思春期にいるケアリーバーは、自立の初期段階で、デートDVや性的搾取、闇バイト、金銭トラブルなど、インターネット上を含めた様々な危険にさらされるリスクが高く、区として継続的に見守る必要があります。

区はケアリーバーが直面する具体的なリスク（特に若年層特有の危険や、行政アレルギー、高移動性といった支援のしにくさなど）をどのように認識し、現在どのような継続的な見守り・支援システムを構築しているのか伺います。

区は今年度、若者計画を策定する予定ですが、この計画において、ケアリーバーを網の目に落とさず継続的に見守っていくことを、どのように課題として位置付けるお考えか伺います。また、その具体的な施策として、若者に届くアウトリーチの手法や、府内・府外連携の具体的な強化策について、区の方針を伺います。

三つ目に、困難女性支援法と男女平等センターの今後についてです。

困難女性支援法への移行による本質的変化について伺います。

令和六年四月に困難女性支援法が施行されました。本法は、DVや生活困窮に加え、売春防止法由来の要保護女子概念と、保護・収容・集団指導中心の管理的運用からの脱却を明確に図るものです。支援対象は、DVや生活困窮に加えて、性被害や、リプロダクティブ・ヘルス／ライツといった複合的な課題を抱える女性に広く拡大されました。

困難女性支援法への移行は、従来の区の女性支援にどのような本質的な変化をもたらしたと区長は捉えていらっしゃいますか。特に、性被害防止の取組は、売春防止法時代からどのように変わったのか、認識を伺います。

次に、若年女性の行政相談回避対策と教育への反映について伺います。

令和六年の相談内容において、DVや生活困窮が中心である一方で、二件の売春強要などの相談があり、深刻な性被害の相談が確実に存在しています。

若年女性は行政への相談を避ける傾向が深刻で、区の支援が真に必要とされる層に届かないリスクがあります。深刻な行政相談回避の傾向がある若年女性に対し、回避されない支援の在り方を区はどういうに具現化していくお考えか、伺います。また、若年女性の目線で利用・相談しやすい居場所づくりについて、区の具体的な計画を伺います。

性被害を一人で抱え込ませないための予防教育も必要です。困難女性支援法の理念や性被害のリスクに関する指導を、区の教育・学校現場にどのように反映させているのか、具体的な取組を伺います。

次に、女性のほほえみ支援ネットワーク事業における自立支援について伺います。

困難女性支援法で最も重要なことは、一時的な保護ではなく、被害回復・生活再建・地域自立までを継続的に支える枠組みであるとを考えます。

女性のほほえみ支援ネットワーク事業では、個別ケース会議のほかに、代表者会議、実務者会議、合同ケース会議が行われており、多機関連携の核となっています。本事業において、支援開始から被

害回復、生活再建、そして地域自立に至るまで、継続的なフォローアップと地域自立の支援をどのように描き、実行しているのか、具体的な枠組みとプロセスを伺います。

ネットワーク構築からこれまでに相談を受けた人数に対し、支援を経て地域自立に至ったことを確認できた人数の割合を併せて伺います。この割合は、区の支援の実効性をはかる重要な指標と考えます。

次に、男女平等センター運営体制の見直しと実効性強化について伺います。

文京区男女平等参画推進計画は来年度、最終年を迎えます。計画を実効性を持って具現化し、加速化させていくためには、その中核施設である男女平等センターの機能と運営体制の強化が不可欠です。

文京区男女平等センターの前身となる文京区婦人センターは、一九八六年、女性の地位向上と社会参加を求める施策の推進とともに、活発な女性の活動拠点として誕生しました。一九九一年には名称が文京区女性センターになり、同年、文京区女性団体連絡会が自主管理運営の委託を受けました。当初の運営は、全国的にも先駆的な取組であり、国内外から視察を受けるほど注目をされました。

一方で、二〇〇六年に指定管理者制度が導入され、以降、同団体が指定管理者として男女平等センターの運営を担っています。長年にわたる運営への多大な御尽力と献身的な取組に対し、心より敬意を表します。

しかしながら、この体制下では、長期間にわたり同一団体が運営を担う中で、他に指定管理者の応募もなく、外部からの競争原理が働きにくい状況が続いてきました。その結果、近年、国際的な新たな知見や、複雑化する社会課題に対応した事業の刷新において、推

進力が不足しているのではないかという懸念を抱いています。

この課題は、指定管理者としても自覚をしており、この度の指定管理者選定に際し、文京区女性団体連絡会改革プランが提出されています。

日本のジェンダー・ギャップ指数が示す国際的な遅れを猛スピードで挽回し、さらに困難に直面する女性の被害回復から地域自立までを支える包括的な支援体制を確立し、実効性のある施策へと転換しなければならない今、男女平等センターには次期計画の達成に向けた強力なリーダーシップが求められます。単に既存の運営を改革するだけでなく、抜本的な体制強化が必要です。

区長は、文京区女性団体連絡会改革プランが提出された事実やそれに至った背景及び提出された改革プランの内容について、どのように評価しているか、伺います。また、この改革プランが、国際的な動向や困難女性支援法など新たな行政課題への対応力を高める上で、十分な内容であるとお考えか、お答えください。

区の次期男女平等参画推進計画の策定と、男女平等センターのリニューアルオープンが、共に令和九年度に予定されています。この重要な機会に、男女平等センターは、区の男女平等参画推進を強力に牽引していく中核施設として、次期計画においてどのような位置付けの施設となるのか、区長の認識を伺います。

長年の指定管理者制度の課題を踏まえ、今後、男女平等センターは、区が直営で運営体制を確立し、専門的な事業については分野ごとに競争性を持たせた事業委託を行うなど、運営形態を抜本的に見直すべきと考えますが、区長の見解を伺います。

四つ目に、ミドル期シングル世帯の急増と行政リスク、予防的支援の展開についてです。

ミドル期シングル世帯の急増と行政リスクの認識について伺います。

先日、特別区議会議員講演会において、三十五歳から六十四歳の単身者、いわゆるミドル期シングル世帯が、一九八〇年から二〇二〇年の四十年間で約十倍に激増しているというデータが示されました。この層が高齢化したとき、現在の高齢者支援の規模とは比較にならないほど、生活保護世帯が急増し、区の財政と福祉体制に極めて大きな負荷が掛かるという、将来の行政リスクが示唆されました。

ミドル期シングル世帯の急増が将来の区政にもたらす福祉・財政リスクについて、区長はどのような認識をお持ちでしようか、伺います。

支援策の構築に不可欠なデータとして、区としてミドル期シングル世帯の生活困難度、社会関係の希薄さなどの実態について、独自の調査・分析を実施するお考えがあるか、見解をお聞かせください。

次に、男女差を踏まえた予防的支援の展開について伺います。

講演会では、ミドル期シングルが持つリスクに男女差があることも示されました。女性がサバイバル型として自力で準備を進める傾向にあるのに対し、男性はモラトリアム型のままミドル期を過ぎ、さらに友人よりもケアマネジャーなどの専門職による公的サービスを期待しているという傾向があるとのことです。これは、男性が孤立しやすく、かつ公的支援への依存度が高まりやすい構造を示しています。

男性の孤立リスクの高さや、公的サービス期待型の傾向を踏まえ、孤独・孤立対策において、男女差を考慮したアウトリーチや、専門職以外の多様な主体による関わりの場を創出する必要性について、区の認識と方針をお示しください。

単身者の孤立を防ぎ、社会的なつながりを構築するため、世代や属性を超えた多様な居場所の創出について、区は具体的にどのように計画をお持ちですか。特に、地域コミュニティや民間団体との連携をどう強化していくのか、見解をお聞かせください。

次に、社会的な役割創出による孤独対策について伺います。

単に支援を提供するだけでなく、孤立リスクのある方に社会の中での役割を提供し、地域との関わりや人との支え合いの機会を創出する視点も重要と考えます。例えば、学校ボランティアや町会活動などの地域の活動を、この視点で広げることは有効と考えます。

単身者の孤立対策として、地域活動やボランティア活動への参加を促し、社会的な役割を与える取組について、区はどのようにお考えをお持ちでしょうか、伺います。ミドル期シングル層をターゲットとした役割の創出も併せて検討すべきと考えますが、見解を伺います。

関連して、部活動の地域移行は、中学生と地域住民が融合し、中学生も、地域の大人も、共に生き生きと活動できる新たな接点を創出する絶好の機会でもあると考えます。部活動の地域移行において、ミドル期シングル層を含む地域の大人が社会的な役割を持つ場として活用することについて、区の具体的なお考えを伺います。

四つ目に、小日向台町小学校改築における仮校舎利用期間の児童の安全確保と機能強化についてです。

仮校舎利用期間における遠方からの送迎方法と安全確保について伺います。

区は今年三月、東邦音楽大学跡地を取得し、同敷地に学校改築に活用するための仮校舎を建設、二〇三〇年度から小日向台町小学校の仮校舎としての活用を開始するスケジュールを示しています。仮

校舎が既存の小日向台町小学校敷地から離れることで、遠方からの通学の負担が増し、安全確保策を確立することが喫緊の課題です。

区はこれまで、仮校舎への通学手段について「徒歩以外の手段として、電車やバスなどの公共交通機関及びスクールバスの利用が想定される」と説明してきました。しかし、居住地域に基づき選択の余地のない区立小学校において、仮校舎期間中の毎日の通学で交通費を発生させることは、保護者に新たな経済的負担を強いるものであります。容認できません。

さらに、公共交通機関の利用は、子どもの安全確保の観点から見ても、現実的ではないと言わざるを得ません。例えば、都営バスを利用する場合、江戸川橋方面からでは、ただでさえ混雑する朝のラッシュ時に子どもたちを乗車させることになります。通学時間帯におよそ七分に一本という限られた便数の中で、何十人もの児童が一般の通勤客と一緒に、危険な箱詰め状態での乗車を強いられることを想定しているのでしょうか。また、電車を利用するルートでは、有楽町線で池袋駅まで移動し、あの雑踏の中を通り抜けて丸ノ内線へ乗り換え、新大塚駅まで向かうという、複雑で時間の掛かる移動が強いられます。新一年生を含む幼い児童に対し、日常的にこのような負担を伴う移動を区が求めるることは、容認できません。

区が責任を持つて子どもの安全を確保し、保護者の不安を払拭するためには、スクールバスを運行すること以外に選択肢はないと考えます。区は、遠方からの児童のために、区の責任でスクールバスを運行すべきと考えますが、見解を伺います。

また、徒歩通学を含め、仮校舎への通学路における危険箇所を特定し、安全対策について、具体的な点検や検討をすべきと考えますが、方針を伺います。

次に、仮校舎期間における地域との連携と子どもの育ちについて伺います。

仮校舎は、本来の敷地から離れた場所にあり、仮校舎を取り巻く町会を始めとした地域コミュニティも異なります。通学路の見守りを行つてくださつておられるスクールガードの配置も、本来の場所から離れることが想定されますが、子どもの安全確保のための見守りの空白地域を生じさせない策について、具体的な計画を検討すべきです。区の方針を伺います。

また、従来の地域と離れた場所で学校生活を送ることで、地域の中での顔の見える関係が途絶えてしまう懸念も生まれます。仮校舎利用期間中、小学校既存地域と仮校舎地域の双方において、児童を地域全体で見守る体制を維持・強化するための具体的な施策について併せて検討すべきです。

学校と家庭・地域が連携し、自宅から仮校舎までの通学路を含めた地域全体での育ちを支えるための、具体的な協力体制をどのように構築していくのか、お考えを伺います。

次に、給食センター機能の整備と区立幼稚園への給食提供について伺います。

東邦音楽大学敷地取得の際に要望した、仮校舎建設を機とした給食センター機能の整備は、区立幼稚園児の食育の推進、保護者の負担軽減による子育て支援の均質化、そして学校改築時の食の質、安全確保に直結する重要な課題です。この要望に対する区の受け止めと、給食センター設置の可能性について伺います。

五つ目に、地球温暖化対策の基本認識と再生可能エネルギー導入における倫理性・技術革新への対応についてです。国際的な温暖化懐疑論に対する区の認識について伺います。

世界各地で異常気象が深刻化する一方、一部の有識者などからは「温暖化は現実には起きていない」といった見解も発せられています。今年九月に行われた国連総会でも、トランプ大統領が地球温暖化対策を「世界史上最大の詐欺」などと主張しました。

地球温暖化対策は将来世代への責任であり、科学的根拠に基づく着実な取組を進めなければなりません。このような影響力のある人物の発言について区はどのような認識を持ち、区の温暖化に関する基本的な認識は、最新の科学的知見に照らしてどのようなものであるのか、伺います。

懐疑論も存在する中で、区民からの理解と協力行動を促すための具体的な啓発・普及の工夫をどのように図っていくお考えか、併せて伺います。

次に、再生可能エネルギー導入における倫理的調達基準の確立と次世代技術への対応について伺います。

東京都は国に先んじて再生可能エネルギー導入を推進していますが、現在、既存の太陽光パネルのサプライチェーンにおける重大な課題が国際的に指摘されています。具体的には、既存の太陽光パネルのサプライチェーンにおける、中国製パネルの人権問題（特にウイグル自治区における強制労働の懸念）や、石炭火力由来の電力による製造に伴う高いCO<sub>2</sub>排出量といった倫理的・環境的なリスクです。

区が関与する公共施設への再生可能エネルギー導入において、こうした国際的なリスクに対し、区はどのような責任を負うと認識しているのか伺います。公共施設など区が関与する再生可能エネルギー導入において、倫理的・環境的なリスクへの配慮を行い、製品の選定基準を設けることが必要ではないでしょうか。区のお考えを伺

います。

既存技術の課題を見据えるとともに、日本発の次世代技術への転換も重要です。高市総理が、環境負荷や地域との調和に課題があるメガソーラーの在り方を見直すと同時に、日本発の技術であるペロブスカイト太陽電池の推進を明言しました。軽量で設置場所の自由度が高いペロブスカイト太陽電池は、都市部での再生可能エネルギー導入を飛躍的に進める可能性があり、現在、耐久性やコスト、施工方法の実証実験が進められている段階です。

区として、この次世代技術の動向をどのように捉え、将来的な区有施設の改修・改築などへの導入については、どのような検討がされているのか、伺います。

最後に、都道環状二号線計画の廃止に向けて伺います。

日本最古の植物園である小石川植物園は、歴史的・文化的遺産であり、区民の憩いの場、都市の貴重な緑地として機能しています。

都道環状三号線の延伸計画は、植物園の地下水脈や湧き水、歴史的景観、生態系の存続を脅かすとともに、小日向地域を含む区内の住環境に多大な影響を及ぼすものです。

この計画に対し、一九八〇年十月には、文京区議会が「住民の理解が得られない」ことを理由に、廃止意見書を提出、翌年には当時の文京区長が都知事に対し反対を表明するという極めて重い歴史的経緯があり、その後、計画は四十年以上にわたり事業化を免れてきました。

東京都は、今年度末までに東京における都市計画道路の整備方針（仮称）を策定する予定であり、この方針策定は、長期間未着手の道路を見直し、計画廃止の検討を可能にする、極めて重要な機会となります。

そのような中、現在、複数の区民団体から改めて計画廃止を求める陳情書・要望書が提出されています。この事実は、環状三号線計画が四十年以上の長きにわたり、依然として区民の理解を得られていないという状況を明確に示しています。

区は、この計画に対する「区民の理解が得られていない」という現状をどのように認識し、区の歴史的な判断の前提が変わっていないと捉えているのか、区の根本的な認識をまずお示しください。

その認識を踏まえた上で、区は一九八一年の廃止に関する意見書の意思を継承し、東京都に対し、計画の事業化に明確に反対し、さらに、必要性が低い都市計画道路として計画の廃止を求めるべきと考えますが、区長のお考えをお聞かせください。また、区は今後、東京都との協議においてどのような具体的な働き掛けを行っていくのか、対応方針をお示しください。

以上で私の質問を終わります。  
御清聴ありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○議長（成澤廣修） 宮野議員の御質問にお答えします。

最初に、重点施策に関する御質問にお答えします。

まず、重点施策の構成等についてのお尋ねですが、令和八年度重点施策においては、（仮称）文京区こどもの権利に関する条例の制定を契機に、子ども施策の更なる推進に取り組んでいく必要があることから、子どもの権利擁護の一層の推進に係る取組や、こどもみらいサポート拠点の整備等をこどもみらい☆応援パッケージとして選定いたしました。

また、区民の健康増進に向けて、眼科疾病を早期に発見し治療に結び付けるため、四十歳以上の節目年齢の区民を対象に眼科検診を実施するほか、防災対策として、画像解析を行うAIシステムの導入等を行うなど、子ども・教育分野のみならず、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決につながる、幅広い事業を選定しております。

さらに、令和九年三月十五日には区制八十年を迎えることを踏まえ、関連する様々な施策を選定したところです。

これらの事業を着実に実施していくことで、「住んでいてよかったです」、「これからも住み続けたい」と、より実感していただける区政運営を進めてまいります。

次に、子どもの権利擁護委員についてのお尋ねですが、現在検討を進めている（仮称）文京区子どもの権利に関する条例の素案において、子どもの権利擁護委員は、いじめを含む子どもの権利の侵害からの適切かつ速やかな救済を図るため、関係者への要請や意見を表明することができるとしております。また、学校などの「育ち・学ぶ」施設は、要請又は意見の表明を受けた際には、これを尊重し、必要な対応に努めることとしております。

権利擁護委員は、区から独立した立場で子どもの意見等を聞き、尊重するとともに、子どもにとって最も善いと考えられる支援を行うこととなります。

なお、権利擁護委員による相談を開始する際には、その職務等を分かりやすく周知し、子どもたちがためらわずに安心して相談できる環境づくりに努めてまいります。

次に、児童相談所に関する御質問にお答えします。

まず、一時保護の状況等についてのお尋ねですが、本年四月から

九月末までの間に、一時保護を行った児童は九十五名であり、そのうち保護を開始した日から二ヶ月以内に保護の解除を行った児童は八十三名、二ヶ月を超えて保護を行った児童は十二名です。

一時保護を延長する要件やタイミングは、対象児童を取り巻く様々な環境によつて異なるため、その理由を一概にお示しすることは困難ですが、医師や弁護士などの専門性の高い助言を得ながら進めていくケースが多い傾向にあると認識しております。一時保護の解除後も、児童が安全かつ安心な養育環境で生活できるよう、一時保護の期間を含め、個々の状況に合わせた支援を進めているところです。

一時保護の解除後に、再度一時保護となつた事例もありますが、再び一時保護に至らずに済むよう、家庭環境等を的確に把握し、児童にとつて最も適切な養育環境を整えるための相談援助を展開しているところです。

また、児童相談所に業務が集中することなく、専門性の高い機能を継続的に発揮するため、要保護児童対策地域協議会などの場を活用しながら、子ども家庭支援センターを始めとした各関係機関と適切に役割分担を図っております。各機関の社会資源を効果的に組み合わせることで、子どもの最善の利益を守るためにネットワークの構築を更に進めてまいります。

次に、夜間休日対応についてのお尋ねですが、本年四月から九月末までの、夜間休日における電話受付件数は四百四十五件です。

そのうち、緊急性が高いとして委託事業者から区の職員へ連絡があつた件数は百三十六件でした。

個別の案件に応じ、職員が相談者の気持ちや状況に寄り添つた対応を行つております。

なお、本区の委託事業者は、複数の自治体で児童相談所業務の受託実績があり、電話受付については、児童福祉の有資格者で、実務経験を積んだ者が担当しております。また、事業者には国の通知等を踏まえた研修の実施を求めているところです。

事業者が対応した事例については、日次報告により情報を共有するとともに、事業者との定例報告会において、具体的な対応内容や課題を把握しております。

今後とも、区民がより安心して相談ができるよう、対応事例や研修内容のファイードバックなどにより、区と事業者がきめ細かく協議することで、事業の質の確保に努めてまいります。

次に、ケアリーバーの支援についてのお尋ねですが、里親家庭などの社会的養護から巣立つケアリーバーが直面する課題としては、経済的な困窮や住まいの確保などの困難に遭遇した際に、身近に相談できる存在が少ない傾向があり、それにより、様々なリスクが生じる可能性があるものと認識しております。

児童相談所では、児童養護施設や里親家庭で育つた児童が、将来、社会へ巣立つことを前提に、児童福祉司が児童本人や施設及び里親等の関係者とともに、一人一人の状況に合わせた自立支援計画を作成しております。作成に当たっては、将来の様々なリスクを低減するための考え方を含め、自立に向けた幅広い力を育む支援を行つております。

また、ケアリーバーに対し、将来に向けた相談や住まいの経済的な援助に関する支援を行つております。引き続き、ケアリーバーがより安心して自立した生活を営むための取組を進めてまいります。

次に、若者計画におけるケアリーバー支援についてのお尋ねですが、策定中の（仮称）若者計画の素案では、ケアリーバーへの支援

を計画事業の一つとして位置付け、相談支援や住まいに関する援助等を行うことを明確に示しております。

また、若者の生活と意識に関する調査で把握した孤立感や経済的なニーズ等を踏まえ、ケアリーバーを含めた若者に対する新たな施策について検討しているところです。

今後とも、ケアリーバーに関わる関係機関との連携を通じ、地域全体で継続的に支援を行う体制の構築に向けて、一層努めてまいります。

次に、女性への支援に関する御質問にお答えします。

まず、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行についてのお尋ねですが、区は、これまでも、福祉や子育て、教育等の関係機関と連携・協働を図るとともに、民間団体とも協力して支援を行つております。

さらに、同法の施行に伴い、女性のほほえみ支援ネットワーク事業を新たに実施し、女性に対する支援体制をより一層強化しております。

また、性被害防止に関する取組については、これまでも啓発を行うとともに、相談を受けた際には、適切な支援につなぎ、関係機関と連携した対応を行つているところです。

引き続き、女性の人権が尊重され、安心して自立した生活が送れるよう、支援の充実を図つてまいります。

次に、若年女性への支援についてのお尋ねですが、相談窓口の情報入手しやすくするため、周知用カードを区有施設以外にも配置するとともに、区ホームページに掲載するなど情報発信に取り組んでいるところです。また、相談しやすい雰囲気づくりに努めており、継続的な支援につなげております。

居場所づくりについては、民間団体への視察を行うとともに、本年度実施した男女平等参画に関する区民調査の結果などを踏まえ、ニーズの把握に努めているところです。

先行自治体の事例も参考にしながら、民間団体との意見交換などを重ね、本区の実情に合わせた居場所の在り方を今後検討してまいります。

次に、女性のほほえみ支援ネットワーク事業についてのお尋ねですが、事業の性質上、個別具体的な支援内容についてはお示しできませんが、困難な問題を抱えた女性の相談を丁寧に聞き取り、個々の状況に応じた必要な支援を行つております。

また、女性支援に当たっては、支援が途切れないよう、本人の気持ちに寄り添つた伴走支援が求められており、丁寧な対応が必要です。

引き続き、関係機関との連携を図りながら、地域の中で女性が安全かつ安心して自立した生活を送ることができるように取り組んでまいります。

次に、相談人数等についてのお尋ねですが、昨年度の女性相談の相談件数は延べ五千二百五件です。

また、自立に至った人数については、自立の判断基準はそれぞれの相談者により異なることから、一概に把握することは困難であると考えております。

次に、文京区女性団体連絡会改革プランについてのお尋ねですが、文京区女性団体連絡会では、従来から、加入団体数の減少や後継者の育成、時流を捉えた事業の実施等が課題として認識されていましたことから、臨時総会において改革プランが提案されたものと聞いております。

また、当該プランに加えて、大学等との連携による事業を計画し、新しいテーマを取り上げることや、有識者の知見を生かした運営を行ふとも聞いております。

区としては、新たな行政課題への対応も含め、改革プランへの取組とその実効性を見極めていく必要があると認識しております。

次に、男女平等センターについてのお尋ねですが、議員御指摘のとおり、男女平等センターは、本区の男女平等参画の推進及び活動の拠点施設であり、今後もその位置付けは変わらないものと考えております。

区では、指定管理者に対し、随時指導・助言を行いながら、来年度から三年間の指定管理期間における成果や改革プランの取組状況を踏まえた上で、今後の指定管理者の選定や運営形態等について適切に判断してまいります。

次に、三十五歳から六十四歳の単身世帯についての御質問にお答えします。

議員御指摘の調査について、実施する予定はございませんが、経済的理由により単身世帯となつている場合には、将来的に生活困窮や社会的孤立が課題となると受け止めております。

また、男性の社会参加については、高齢期の介護予防事業においても課題として取り組んでいるところであり、性別によるリスク認識や支援の受け止め方が異なるという御指摘は重要な視点であると考えております。

このようなリスクに対し、年代や世帯構成にかかわらず、社会との接点を増やすことが孤立防止に有効であると認識しております。

区では、社会福祉協議会と連携し、地域活動支援や居場所づくり、さらには世代や属性を超えた交流の場の整備など、地域とのつなが

りを生み出す取組を進めており、今後もこうした活動を通じて、孤立を防ぎ、地域内で役割を持てる環境づくりを進めてまいります。

今後とも、制度のはざまとなる課題に対し重層的支援体制整備事業を積極的に活用し、複合的な課題を抱える世帯の相談を丁寧に把握することで、必要な支援につながる体制整備を進めてまいります。

次に、地球温暖化対策に関する御質問にお答えします。

まず、地球温暖化の認識についてのお尋ねですが、本年の環境白書において、様々な根拠を基に、人為的な温室効果ガスの排出が地球温暖化を進行させ、異常気象や海面上昇などの深刻な影響を招いていると結論付けており、これまでの大きな流れと何ら変わらないものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、国や都においても温室効果ガス排出削減に向けた取組を積極的に進めることとしており、区では、令和四年二月に「〇五〇年ゼロカーボンシティ宣言を行いました。さらに、本年三月に地球温暖化対策地域推進計画を見直し、二〇三〇年度までに二酸化炭素排出量削減を目指すとともに、再生可能エネルギーの導入目標を新たに設けたところです。

本計画に基づき、区報や区ホームページなど、様々な媒体を通じて気候変動の現状を周知し、区民や区内事業者に行動変容を促しております。

また、地球温暖化対策は、区民一人一人の小さな行動の積み重ねが何より重要であることから、各種イベントなど様々な場面で、温暖化対策に关心が低い層への普及・啓発を行うなど、新たな取組を始めております。

引き続き、区民や区内事業者が気候変動への危機を感じ、地球温

暖化対策へ向けて積極的に取り組んでいけるよう、更なる普及啓発を行うとともに、区が率先して二酸化炭素排出削減を推進することで、カーボンニュートラルへの取組を着実に進めてまいります。

次に、再エネ導入における国際的な課題への対応についてのお尋ねですが、議員御指摘のとおり、欧米諸国では、人権上の問題を理由に製品輸入の制限を法制化している国もあると認識しております。そうした中で、国は、令和四年にガイドラインを策定し、企業による人権尊重の取組を促進しております。

区としては、太陽光パネル等の製造に関わる企業の取組状況の把握に努め、必要な情報を区民や区内事業者に提供してまいります。次に、再エネ導入における製品選定基準等についてのお尋ねですが、区有施設における太陽光パネルについては、メーカーにより人権問題等がないことが確認されたパネルを導入してまいりました。

製品の選定基準を設定する考えはございませんが、御指摘の点も含め、品質や性能、コストなどを総合的に考慮し、今後も適切な製品選定を行っていく必要があると考えております。

次に、次世代技術の区有施設への導入等についてのお尋ねですが、ペロブスカイト太陽電池などの次世代型ソーラーセルは、その軽さや柔軟性から、屋上や屋根以外の場所にも設置することが可能であり、本区のように集合住宅が多い密集した地域では有益な技術として認識しております。

現在、ペロブスカイト太陽電池は、フィルム型のほか、ガラス型、タンデム型の開発が進んでおりますが、発電効率や耐久性能などの課題があります。引き続き、実証実験等の動向を注視するとともに、区有施設の新築・改築等の際に、有用性や費用対効果を含めた導入の可能性について検討してまいります。

最後に、環状三号線についての御質問にお答えします。

環状三号線については、本区への影響も極めて大きいことから、区として慎重に対応すべきものとの考えに変わりはありません。

今後とも地域と区民の理解が得られる計画にしていくよう、都に強く申し入れてまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈） 教育に関する御質問にお答えします。

初めに、性被害に関する教育についてのお尋ねですが、困難女性支援法の理念については重要であると認識しております。

区立小・中学校では困難女性支援法についての学習はしておりますが、生命（いのち）の安全教育を教育課程に位置付けております。生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考え方や、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付け、性犯罪等を未然防止するための授業を実施しております。

また、不安や悩みを抱えたときに助けを求める大切さや、その方法について理解できるよう、相談窓口や連絡先一覧を配付しております。

児童・生徒に貸与しているタブレット端末にも、児童・生徒を性暴力から守るための相談窓口のリンクを設定し、いつでも相談できるような環境を整ております。

次に、部活動の地域展開におけるミドル期シングル層の活用につ

いてのお尋ねですが、部活動の地域展開においては、指導者の確保が課題となっております。ミドル期シングル層を含め、地域の方々、企業や大学などの協力を得ることが必要であると認識しております。

次に、建設予定の仮校舎の運用等についてのお尋ねですが、仮校舎までの通学手段については、活用する学校の学区域からの距離や児童数等の事情を総合的に勘案し、地域ごとに方針を決めていく必要があると認識しております。

小日向台町小学校は、最初に仮校舎を活用することとなりますので、登下校等については、先行自治体の事例を参考に、議員御指摘の点も踏まえ、徒歩や公共交通機関、スクールバス等、あらゆる交通手段について慎重に検討しております。

なお、仮校舎の設計に当たっては、スクールバスを運行する場合も想定して配置等を検討しております。

通学時の安全対策や危険箇所の点検等についても、今後、児童の通学手段の検討と並行して、学校や保護者、地域等と協議し、適切な方法を検討しております。

また、学校運営は、地域の方々の協力なしには成り立たないと認識しておりますので、学校と十分に協議し、改築期間中、学校と地域の関係性が希薄にならないよう、最大限努めてまいります。

最後に、給食センターの整備についてのお尋ねですが、仮校舎建設予定地に給食センターを整備することは考えておりません。

共同調理場方式による幼稚園への給食提供は、既存園舎への配膳室の整備や、食物アレルギー対応等、安全に配食するための栄養職員の配置などの課題がござります。

また、給食室の改修は夏休みから二学期にかけて実施しており、二学期のみ小・中学校規模の食数を増やす調理契約が可能な事業者

の確保は困難であると考えております。

〔宮野ゆみこ議員 「議長、四番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし） 四番宮野ゆみこ議員。

○宮野ゆみこ議員 自席からの発言をお許しください。

区長、教育長、御答弁ありがとうございました。

本日頂いた御答弁の内容を基に、今後、委員会において議論を深めさせていただきたく思っております。引き続きよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○議長（市村やすとし） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、十二月一日午後二時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十九分散会